

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に係る  
補助事業の実施状況等について」

平成29年1月

会計検査院

社会保障・税番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために、複数の機関に存在する個人情報について同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤である。そして、地方公共団体は、総務省及び厚生労働省から補助金の交付を受けて、社会保障・税番号制度の導入に必要な情報システムの整備を行っている。また、市町村は、総務省から補助金の交付を受けて、通知カード及び個人番号カードの交付等を行っている。

社会保障・税番号制度については、平成29年7月から国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等の間において個人番号をその内容に含む個人情報について情報照会及び情報提供を行う情報連携が予定されており、情報連携に必要となる地方公共団体における情報システムの整備をスケジュールに沿って適切に実施していくことが社会保障・税番号制度の効果を発現する上で重要となる。また、27年10月から個人番号の付番及び通知カードによる個人番号の通知が行われ、28年1月から個人番号の利用及び個人番号カードの交付が開始されていた。しかし、交付に係る人員体制等の確保が十分でなかったり、地方公共団体情報システム機構の情報システムに障害が発生したりしたこと、さらに、個人番号カードの交付の本格化と3月から始まる住民の異動に係る繁忙期が重なったことなどの複合的な要因により、個人番号カードの交付に遅れが生じ、国民の関心の対象となっている。

そして、参議院決算委員会は、28年5月に、平成26年度決算に関する内閣に対する警告決議において、上記の地方公共団体情報システム機構の情報システムの障害に関して、システム障害を未然に防ぐことができなかつた原因を究明し明らかにするとともに、再発防止策を策定するなどして、個人番号カード等の交付の遅延を速やかに解消すべきであると議決している。

本報告書は、以上のような状況等を踏まえて、地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に係る補助事業の実施状況等について検査を実施し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成29年1月  
会計検査院

# 目 次

1	検査の背景	1
(1)	社会保障・税番号制度の概要等	1
ア	社会保障・税番号制度の概要	1
イ	マイナンバー制度の基本理念等	2
ウ	国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等が整備する情報システムの概要	3
エ	地方公共団体情報システム機構の概要	5
オ	個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードの交付等	6
カ	マイナンバー制度に係るスケジュール	8
(2)	地方公共団体におけるマイナンバー制度の導入に係る補助事業等の概要等	9
ア	地方公共団体におけるマイナンバー制度の導入に係る補助事業等の概要	9
イ	内閣官房におけるマイナンバー制度に係る情報提供の概要	12
(3)	J－LISにおける情報システムの障害等	12
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	12
(1)	検査の観点及び着眼点	13
(2)	検査の対象及び方法	14
3	検査の状況	14
(1)	地方公共団体における補助対象システムの整備等の状況	14
ア	整備費補助金の予算及び決算の状況等	15
イ	補助対象システムの整備の進捗状況	19
ウ	補助対象システムの整備に係る契約手続等の状況	22
(2)	通知カード及び個人番号カードの交付事業等の状況	33
ア	事業費補助金及び事務費補助金の予算及び決算の状況	33
イ	通知カード・個人番号カード関連事務に係る経費の状況	34
ウ	通知カードの交付等の状況	36
エ	個人番号カードの交付等の状況	40
オ	J－LISにおけるカード管理等システムの障害等	46
4	所見	52

(1) 検査の状況の概要	52
(2) 所見	54
別図表	57

- ・本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てている。
- ・上記のため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

## 事例一覧

[仕様書に成果物が全く記載されていなかったもの]	
<事例1>	25
[予定価格を算定する際に業者から適正な見積書を徴していなかったもの]	
<事例2>	28
[情報システムの整備に係る給付完了の確認が適切に行われていなかったもの]	
<事例3>	32

# 地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に係る補助事業の実施状況等について

検査対象	内閣官房、総務省、厚生労働省、906地方公共団体（21都道府県、852市町村、15一部事務組合、18広域連合）、地方公共団体情報システム機構
地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に係る補助事業の概要	社会保障・税番号制度に対応するために、地方公共団体が情報システムの整備、通知カード及び個人番号カードの交付等を行うもの
上記の事業に係る検査対象の地方公共団体に対する国庫補助金交付額	情報システムの整備に係る事業 500億円 (平成26、27両年度) 通知カード及び個人番号カードの交付等に係る事業 131億円 (平成27年度)
個人番号の付番等に係る業務委託の概要	総務省が地方公共団体情報システム機構に委託して個人番号の生成、個人番号カードの発行等に係る情報システムの開発等を行うもの
上記業務委託の契約に係る支払額	94億3801万円 (平成25年度～27年度)

## 1 検査の背景

### (1) 社会保障・税番号制度の概要等

#### ア 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために、複数の機関に存在する個人情報について同一人の情報であるとの確認を行うための社会基盤である。

マイナンバー制度においては、①最新の4情報（氏名、住所、性別及び生年月日）<sup>(注1)</sup>と関連付けられている国民一人一人に唯一無二となる個人番号を新たに付番する仕組み、②複数の機関が管理する情報と個人番号との関連付けを行った上でこれを利

用して相互に情報を活用するための仕組み及び③個人が間違いなく本人であることを証明するための本人確認の仕組みが設けられることとなっている。

そして、マイナンバー制度は、社会保障、税及び災害対策の各分野において導入されることとなっている。具体的には、社会保障の分野においては、年金、雇用保険等の資格を取得したり、給付を受けたりする場合に個人番号が利用されることとなっており、税の分野においては、国民が税務当局に提出する確定申告書等に個人番号を記載し、それが当局の内部事務において利用されることとなっている。また、災害対策の分野においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく被災者台帳の作成に関する事務等に個人番号が利用されることとなっている。

上記のように個人番号が利用されることで、より正確な所得把握が可能となり社会保障や税の給付と負担の公平化が図られたり、災害時において真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用することが可能となったりするなどの効果が見込まれ、これにより、より公平・公正で、行政に過誤や無駄のない国民にとって利便性の高い社会が実現できるとされている。

(注1) 個人番号　住民票コードを変換して得られるものであり、特定の個人を識別するために指定される12桁の番号

#### イ マイナンバー制度の基本理念等

マイナンバー制度に関して必要な事項は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）等に定められている。そして、番号法における基本理念として、個人番号<sup>(注2)</sup>及び法人番号の利用は、次に掲げる事項を旨として行われなければならないこととなっている。

- ① 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること
- ② 内閣官房が設計及び開発を行い、総務省が設置及び管理を行う情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供NWS」という。）その他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること

- ③ 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求める 것을避け、国民の負担の軽減を図ること
- ④ 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいする事がないよう、その管理の適正を確保すること

(注3)  
上記の基本理念にのっとり、国は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施すること、並びに教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めることとなっている。また、地方公共団体は、個人番号その他の特定個人情報について適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関して、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施することとなっている。

- (注2) 法人番号 特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定される13桁の番号
- (注3) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報

ウ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等が整備する情報システムの概要  
国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等は、それぞれ社会保障、税等に係る情報システムの運用等を行っており、また、新たに情報提供NWS等の情報システムを開発している。そして、マイナンバー制度の実施のために、これらの情報システムの運用等を行うことになる（マイナンバー制度に関連した情報システムの概要については別図表1参照）。

そして、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等は、自らが運用等を行う情報システムから情報提供NWSを通じて、他の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等に対して、特定個人情報について情報照会を行い、これを受けた行政機関、地方公共団体、独立行政法人等は、自らが運用等を行う情報システムから情報提供NWSを通じて当該特定個人情報について情報提供を行うこととなっている（以下、これらの情報照会及び情報提供を合わせて「情報連携」という。）。

情報提供NWSは、情報連携に用いられる個人を特定するための符号の付番及び変換並びに情報連携の許可を行うコアシステムと、情報照会者又は情報提供者との

接続を行うインターフェイスシステムの二つの情報システムから構成されている。そして、厚生労働省等の国の行政機関や独立行政法人等においては、情報連携を行うために、それぞれが運用等を行っている情報システム（以下「国等既存システム」という。）を整備（改修を含む。以下同じ。）するなどした上で、情報提供NWSと接続することが必要となっている。

また、地方公共団体においても、情報連携を行うために、情報連携の対象となる世帯情報、所得情報等の情報を保有する既存の住民基本台帳システム、地方税務システム及び生活保護システム等の社会保障関係システム（以下、これらの情報システムを総称して「地方既存システム」という。）について、それぞれ必要な整備を行った上で、情報提供NWSと接続することが必要となっている。地方既存システムのうち、住民基本台帳システムについては国等の多くの情報システムに先行して平成27年10月から、その他の地方既存システムについては28年1月から利用を開始しており、今後は、29年7月からの情報連携に向けて、総合運用テスト等が続くことになる。

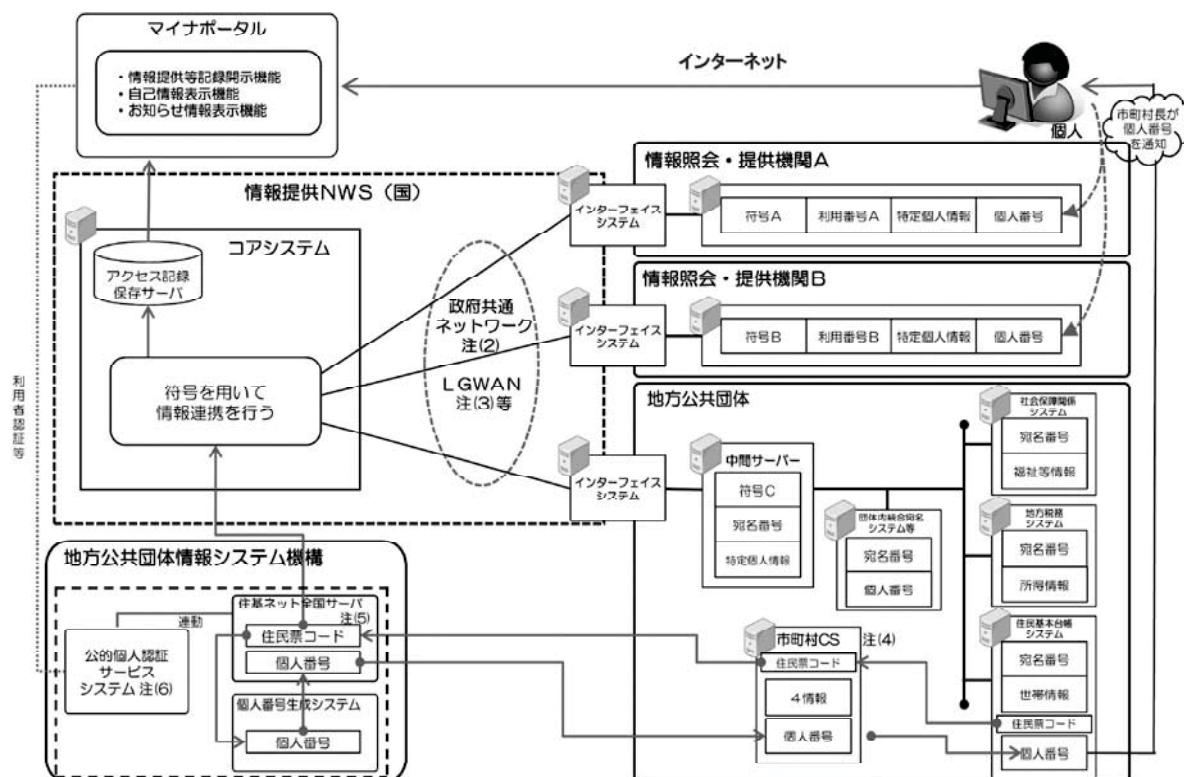
そして、情報提供NWSと国等既存システム又は地方既存システムとの間に設置され、国の行政機関等又は地方公共団体が運用等を行う中間サーバーは、国等既存システム又は地方既存システムのデータベースの副本を保存し、情報連携の仲介を行う役割を担うこととなっている。このように、中間サーバーにおいて情報連携に係る業務を処理することで、情報提供NWSにおいて障害等があった場合でも中間サーバーに影響をとどめることができるとされている。また、情報連携においては、個人情報の保護のために、個人番号を用いないようにすることとなっており、中間サーバーを介して行われる情報提供NWSと国等既存システム又は地方既存システムとの情報連携においては、個人番号に代わって住民票コードを基に生成され個人を特定する符号が用いられることとなっている。

また、地方公共団体が整備を行う団体内統合宛名システム等において、地方公共団体内で個人を一意に特定できる番号である団体内統合宛名番号等（以下「宛名番号」という。）を付番して、個人番号とひも付けを行った上で地方公共団体が運用等を行う中間サーバー（以下「中間サーバー」という。）において宛名番号と符号をひも付けることにより、符号と地方既存システムが保有する情報がひも付けされることになる（図表0-1参照）。なお、中間サーバーの整備に当たって必要となるハ

ードウェアの導入については地方公共団体が行い、ソフトウェアについては総務省が一括して開発を行うこととなっている。

さらに、マイナンバー制度における安全等の確保という目的に沿った機能として、内閣官房が開発し、内閣府が運用等を行うマイナポータルに、国民が自宅のパソコン等から自身に関する情報連携等の記録を確認できる機能が搭載されることになっている。また、内閣官房が開発し、内閣府に設置された個人情報保護委員会（27年12月31日以前は特定個人情報保護委員会）が運用等を行う監視・監督システムには、不正な情報連携が行われていないかを監視及び監督する機能が搭載されることになっている。

図表0-1 マイナンバー制度における情報連携等の概要



- 注(1) 内閣官房等が公表している資料を基に作成した。
- 注(2) 政府共通ネットワーク 各府省等の府省内専用ネットワークを相互に接続する政府内専用ネットワーク
- 注(3) LGWAN 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用ネットワーク。LGWANはLocal Government Wide Area Networkの略
- 注(4) 市町村CS 各市町村の住民基本台帳システムとのインターフェイスとなるサーバ。CSはCommunication Serverの略
- 注(5) 住基ネット全国サーバー 全国民の本人確認情報を記録して、保存するサーバ
- 注(6) 公的個人認証サービスシステム 行政手続のオンライン申請、届出等に利用する電子証明書を発行するサービス（公的個人認証サービス）における電子証明書の発行及び失効に必要なシステム

## エ 地方公共団体情報システム機構の概要

地方公共団体情報システム機構（以下「J－LIS」という。）は、地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づき、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）及び番号法の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする法人である。そして、J－LISは、前身である財団法人地方自治情報センターの権利及び義務を26年4月1日に承継して設立された。

オ 個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードの交付等

市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、番号法に基づき、住民票に住民票コードを記載したときは、個人番号を指定して通知することとなっており、その指定及び通知は、次のとおり行われることとなっている。

- ① 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめJ－LISに対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求める。
- ② J－LISは、総務省との委託契約に基づき整備した個人番号生成システムにより、住民票コードを基に個人番号とすべき番号を生成し、市町村長へ通知を行う。
- ③ 市町村長は、J－LISから通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定する。
- ④ 市町村長は、その者に対して、当該個人番号を通知カードにより通知する。  
（注4）

また、市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者に対して、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付することとなっている。

（注4） 通知カード 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカード

（注5） 個人番号カード 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（カード記録事項）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録されたカードであって、番号法又は番号法に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定

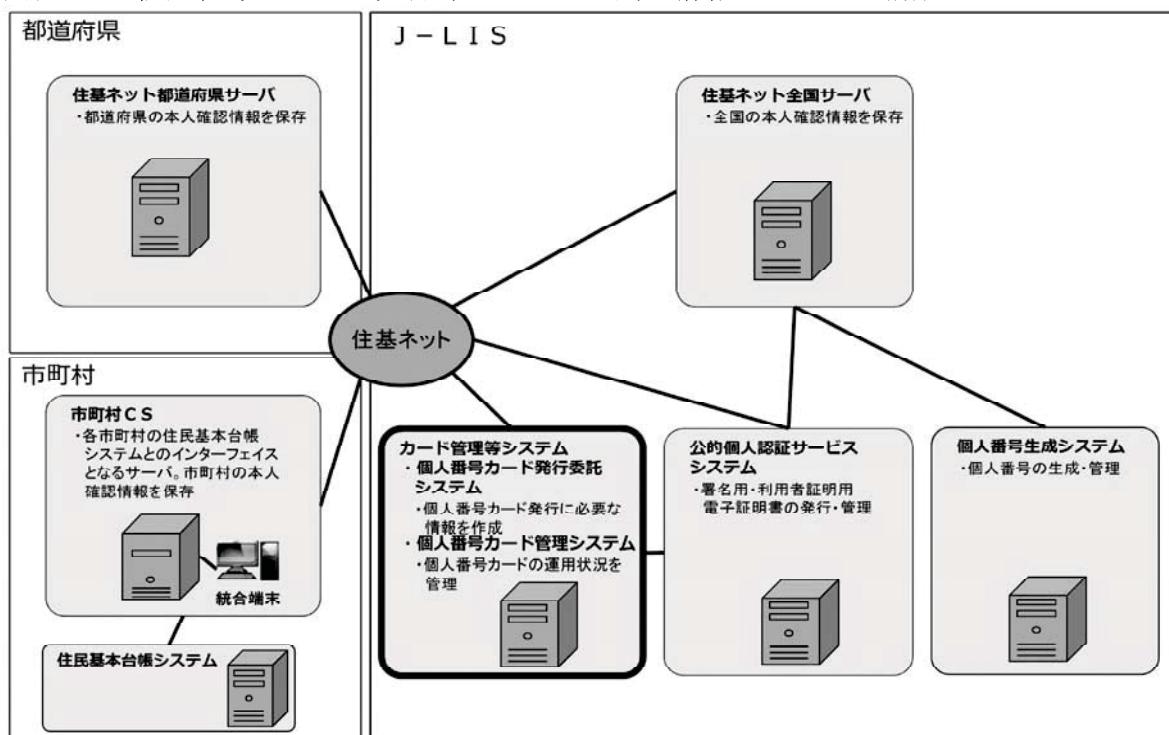
## める措置が講じられたもの

そして、市町村長は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」（平成26年総務省令第85号）に基づき、通知カード及び個人番号カードの作成等の事務（以下「通知カード・個人番号カード関連事務」という。）をJ-LISに行わせることができることとなっており、実際にも、全ての市町村長が通知カード・個人番号カード関連事務をJ-LISに行わせている。

また、J-LISは、後述のとおり、総務省との委託契約に基づき、個人番号とすべき番号を生成するなどの個人番号生成システム、個人番号カードの発行に必要な情報を生成する個人番号カード発行委託システム、個人番号カードの運用状況を管理するなどの個人番号カード管理システム（以下、個人番号カード発行委託システム及び個人番号カード管理システムを合わせて「カード管理等システム」という。）等の開発等を行い、これらの情報システムを管理して、運用している。

そして、個人番号カードの交付等に係る情報システムは図表0-2のとおりであり、都道府県、市町村及びJ-LISにおける各情報システムが連携している。

図表0-2 個人番号カードの交付等のために必要な情報システムの構成



(注) 総務省が公表している資料を基に作成した。

## カ マイナンバー制度に係るスケジュール

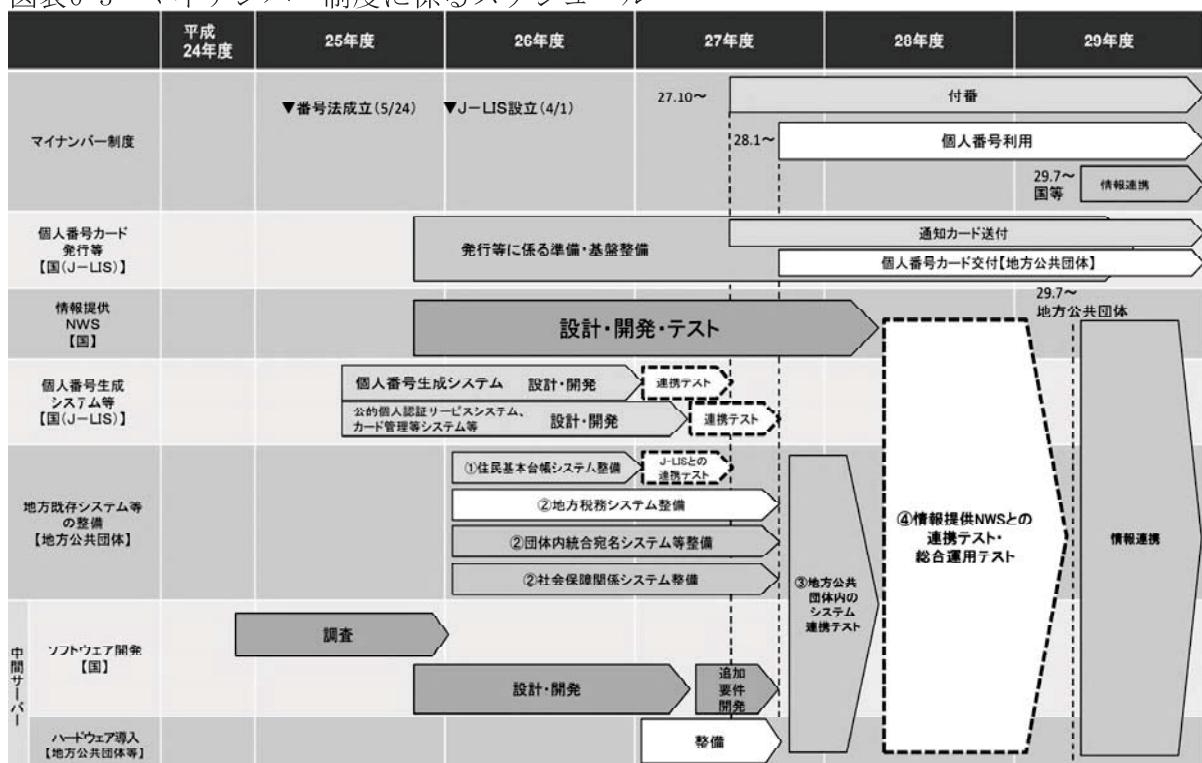
マイナンバー制度については、27年10月から個人番号の付番及び通知カードによる個人番号の通知が、28年1月から個人番号の利用及び個人番号カードの交付がそれぞれ開始されており、今後のスケジュールについては、「世界最先端ＩＴ国家創造宣言工程表」（平成25年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。28年5月改定）において、29年7月から情報提供ＮＷＳの本格運用が開始されるなどとなっていて、同月からの情報連携が予定されている（図表0-3参照）。ただし、27年5月に発生した日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案を受けて、年金業務における情報連携の開始時期は延期されており、28年11月末時点では未定となっている。

そして、総務省は、25年8月に、地方公共団体に「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」を示しており、当該ガイドライン等によれば、地方公共団体は、情報連携の本格運用に向けて、次のスケジュールで地方既存システム等の整備を進めることとされている（図表0-3参照）。

- ① 住民基本台帳システムのうち個人番号の付番・通知に必要な機能に係る整備を主に26年度に行い、27年9月末までに個人番号生成システムとの連携テストを行う。
- ② 個人番号の利用に必要な地方既存システム等の整備を27年12月末までに行う。
- ③ 整備を行った地方既存システム等について、地方公共団体内での連携テストを28年6月末までに行う。
- ④ 中間サーバーを介した地方既存システム等と情報提供ＮＷＳとの連携テスト並びに情報連携に係る業務運用の試行を行い業務運用の操作及び手順の正確性、業務効率等を確認する総合運用テストを29年6月末までに行う。

なお、①及び②の整備を終えた地方公共団体は、28年1月からの個人番号の利用の開始に伴い、整備を行った地方既存システム等の利用等を同月から（住民基本台帳システムについては付番開始の27年10月から）開始している。

図表0-3 マイナンバー制度に係るスケジュール



(注) 内閣官房等が公表している資料を基に作成した。

そして、マイナンバー制度の効果が十分発現するためには、地方公共団体において、前記のスケジュールに沿って地方既存システム等の整備が着実に行われることが必要である。

## (2) 地方公共団体におけるマイナンバー制度の導入に係る補助事業等の概要等

### ア 地方公共団体におけるマイナンバー制度の導入に係る補助事業等の概要

#### (ア) 整備費補助金の概要

前記のとおり、マイナンバー制度は、社会保障、税及び災害対策の各分野において導入されることとなっている。そして、住民基本台帳、地方公共団体に係る税及び社会保障に関する事務を所掌する総務省及び厚生労働省は、26、27両年度に、マイナンバー制度の導入に必要な地方既存システム、団体内統合宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー及び中間サーバーの各情報システム（以下、これらの情報システムを総称して「補助対象システム」という。）の整備に要する経費を補助するために、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）を地方公共団体に交付しており、補助率は補助対象システムの区分に応じて10分の10又は3分の2となっている。整備費補助金は、マイナンバー制度の導入に伴い直接的に必要となる機能に係る企画・開発費（補助

対象システムの設計・開発及びソフトウェア購入に要する経費)、設備費(電子計算機の設置等に要する経費)等を対象としている(図表0-4参照)。また、中間サーバーの整備については、J-LISが整備する中間サーバーの拠点である自治体中間サーバー・プラットフォーム(以下「中間サーバーPF」という。)を活用する場合には、地方公共団体がJ-LISに対して支払う負担金を補助対象とすることとなっていて、実際にも、全ての地方公共団体が中間サーバーPFを活用することとしている。

なお、「平成27年度政府情報システム投資計画」(平成27年7月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)によれば、マイナンバー制度に関する国のシステム投資額は、全体で26年度1353億円、27年度706億円、他の年度を含めた合計で2656億円とされており、そのうち、国以外のシステム整備に要する経費はそれぞれ26年度1149億円(84.9%)、27年度487億円(68.9%)、他の年度を含めた合計で1940億円(73.0%)とされていて、国以外のシステム整備に要する経費が高い割合となることが見込まれている。

図表0-4 補助対象システムの概要等

所管省名	システム名	概要	補助率	補助対象経費
総務省	住民基本台帳システム*	住民票に記載される事項を記録して、住民基本台帳法に基づく業務を行うシステム	10/10	個人番号の生成要求、保存等を行うための機能の追加等に要する企画・開発費
	地方税務システム*	地方税に係る課税管理及び収滞納管理を行うシステム	2/3	個人番号等をデータベースに追加するための機能の追加等に要する企画・開発費
	団体内統合宛名システム	地方公共団体において、団体内で管理する団体内統合宛名番号、個人番号及び宛名情報を統一的に管理するシステム	10/10	個人番号を管理するための機能の追加等に要する企画・開発費及び設備費
	団体内統合利用番号連携サーバー	地方公共団体において、団体内で管理する団体内統合利用番号及び個人番号を統一的に管理するシステム	10/10	団体内統合利用番号を付番するための機能に要する企画・開発費及び設備費
	中間サーバー	情報連携の対象となる個人情報の副本の保存及び管理を行い、情報提供NWS、住民基本台帳システム、地方税務システム等との情報の授受を仲介するシステム	10/10	中間サーバーP.Fを活用する場合のJ-LISに対する負担金等
厚生労働省	生活保護システム*	生活保護の対象者の生活相談受付、保護申請審査、支給管理、統計処理等を行うシステム	2/3	マイナンバー制度の導入に必要な補助対象システムの整備に係るシステム設計、プログラム開発、単体テスト、結合テスト、地方公共団体内での連携テスト等に要する経費
	障害者福祉システム*	障害者資格の管理、給付の管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行うシステム	2/3	
	児童福祉システム*	児童手当及び児童扶養手当の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行うシステム	2/3	
	国民健康保険システム*	国民健康保険の資格の管理、保険料(料)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステム	2/3	
	後期高齢者医療システム*	後期高齢者医療の資格の管理、保険料の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステム	2/3	
	介護保険システム*	介護保険被保険者の資格管理、介護保険料の賦課、介護保険料の収納管理、受給者の台帳管理を行うシステム	2/3	
	健康管理システム*	乳幼児及び高齢者の予防接種管理対象者への予防接種の案内通知、接種履歴管理その他保健衛生等の管理を行うシステム	2/3	
	国民年金システム*	国民年金第1号被保険者の資格、付加保険料、保険料の免除等、年金給付の情報の管理等を行うシステム	10/10	
	特別児童扶養手当システム*	特別児童扶養手当の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行うシステム	10/10	

(注) \*印は地方既存システムを示している。

#### (イ) 事業費補助金及び事務費補助金の概要

総務省は、27年度に、市町村長が通知カード・個人番号カード関連事務をJ-LISに行わせる場合に、これに要する経費に相当する金額として市町村がJ-LISに交付する交付金を補助の対象とした個人番号カード交付事業費補助金（以下「事業費補助金」という。）や、市町村における個人番号カードの交付事務に必要な人件費等の経費を補助の対象とした個人番号カード交付事務費補助金

(以下「事務費補助金」という。)をそれぞれ市町村に交付している。

(ウ) マイナンバー制度に係る地方財政措置の概要

整備費補助金の補助対象経費のうち、地方公共団体が負担する経費について、各地方公共団体に定型的に生ずる共通経費は普通交付税、情報システムの環境に応じた変動部分に係る経費は特別交付税による地方財政措置が講じられている。このほか、個人番号カードの利活用を目的として情報システムを導入する場合又は既存の情報システムを整備する場合に必要となる機器の購入等に要する経費についても特別交付税による地方財政措置が講じられている。

イ 内閣官房におけるマイナンバー制度に係る情報提供の概要

内閣官房は、マイナンバー制度を導入するために必要な事業の推進を支援するためのツール（以下、このツールを「デジタルPMO」という。）を26年5月から運営している。デジタルPMOは、国、地方公共団体等の間で、マイナンバー制度に関する情報を共有することを目的としたポータルサイトであり、関係省庁が管理している各種文書を一括管理して公開したり、地方公共団体等からの問合せに対応した上でその内容を分析して頻出する問合せ事項への回答を公開したりするためのものである。そして、デジタルPMOには、補助対象システムの整備を行う上で必要となる情報提供NWS等の外部インターフェイス仕様書等が掲載されており、地方公共団体等は、これらの情報を活用して、仕様書の作成や、業者から徴取した見積書の精査等を行うことになる。また、地方公共団体は、補助対象システムの整備の進捗状況をデジタルPMOに登録し、総務省及び厚生労働省は、この状況を確認することで、地方公共団体における整備の進捗管理を行い、進捗が遅れている地方公共団体に対しては個別に原因の確認や課題解決のアドバイス等を行うこととしている。

(3) J-LISにおける情報システムの障害等

総務省は、「個人番号付番等に係る業務委託契約」（以下「付番等業務委託契約」という。）をJ-LISと締結している。J-LISは、付番等業務委託契約に基づいて、個人番号生成システム、カード管理等システム等の開発等の業務を行っており、これらのシステムを運用して個人番号カードの発行等の業務を行っている。そして、28年1月から3月までの間に、J-LISが運用しているシステムの一部において障害が発生していた。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

## (1) 検査の観点及び着眼点

地方公共団体は、総務省及び厚生労働省から整備費補助金の交付を受けて、26年度からマイナンバー制度の導入に必要な補助対象システムの整備を開始しており、整備費補助金の交付額の総額は、国が行うマイナンバー制度に係る情報システムの整備に要する経費の総額と比較しても多額となることが見込まれている。

また、地方公共団体は、前記のとおり、国が示すスケジュールに沿って、住民基本台帳システムについては国等の多くの情報システムに先行して27年10月から、他の補助対象システムについては28年1月から利用を開始しており、今後は、29年7月からの情報連携に向けて、総合運用テスト等が続くことになる。

さらに、市町村は、総務省から事業費補助金及び事務費補助金の交付を受けて、27年10月から個人番号の付番及び通知カードによる個人番号の通知を行い、28年1月から個人番号の利用及び個人番号カードの交付を開始していた。しかし、交付に係る人員体制等の確保が十分でなかったり、J－LISの情報システムに障害が発生したりしたこと、さらに、個人番号カードの交付の本格化と3月から始まる住民の異動に係る繁忙期が重なったことなどの複合的な要因により、個人番号カードの交付に遅れが生じていた。

そして、上記のJ－LISの情報システムの障害に関して、参議院決算委員会は、28年5月に、平成26年度決算に関する内閣に対する警告決議において、システム障害を未然に防ぐことができなかつた原因を究明し明らかにするとともに、再発防止策を策定するなどして、個人番号カード等の交付の遅延を速やかに解消すべきであると議決している。

そこで、会計検査院は、これらの状況等を踏まえて、地方公共団体が行うマイナンバー制度の導入に係る補助事業の実施状況等について、合規性、経済性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 補助対象システムの整備は国が示すスケジュールどおりに進捗しているか。また、地方公共団体における補助対象システムの整備に当たり、仕様書の記載内容や徴取した見積書は適正なものとなっているか。

イ 事業費補助金及び事務費補助金により行われる通知カード及び個人番号カードの交付事業は遅滞なく適切に実施されているか。また、市町村において個人番号カードの利活用の検討が行われているか。J－LISの情報システムにおいて発生した

障害はどのような状況であり、これに対して適切な措置が講じられているか。

## (2) 検査の対象及び方法

26、27両年度において、総務省及び厚生労働省から交付された整備費補助金により  
(注6)  
906地方公共団体（21都道府県、管内の852市町村、15一部事務組合、18広域連合）が  
整備した8,692システム（総務省分2,550システム、厚生労働省分6,142システム。これ  
らに係る契約7,916件、契約金額922億余円、国庫補助金相当額500億余円）、27年度に  
おいて総務省から交付された事業費補助金及び事務費補助金により852市町村が実施し  
た通知カード及び個人番号カードの交付事業（事業費152億余円、国庫補助金交付額1  
31億余円）並びに総務省が25年9月にJ－LISと締結した付番等業務委託契約（支払  
額94億3801万余円）を対象として検査した。

検査に当たっては、内閣官房、総務省及び厚生労働省において、マイナンバー制度  
の導入に係る補助事業に関する地方公共団体への支援の状況等について確認するなど  
の方法により会計実地検査を行った。

また、21都道府県、管内395市町村等において、補助対象システムの整備に係る契約  
並びに通知カード及び個人番号カードの交付事業等について、契約書、見積書等の関  
係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、21都道府県管内の残りの49  
0市町村等についても調書の作成及び提出を求めるなどして検査した（検査の対象とし  
た地方公共団体の内訳については別図表2参照）。

さらに、J－LISにおいて、付番等業務委託契約について、契約書、実績報告書  
等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、J－LISが地方公  
共団体の負担金により行っている中間サーバーPFの整備等及び市町村がJ－LIS  
に行わせている通知カード・個人番号カード関連事務について、J－LISに依頼し  
て関係資料の提出を受けるなどして調査した。

(注6) 21都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、岩手、埼玉、神奈川、  
富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、奈良、島根、広島、徳島、  
香川、佐賀、大分、沖縄各県

## 3 検査の状況

### (1) 地方公共団体における補助対象システムの整備等の状況

整備費補助金による補助対象システムの整備は、地方公共団体がマイナンバー制度  
の導入のために必要となる機能に関して行うものである。そして、情報連携に向けた  
スケジュールが総務省から地方公共団体に示されており、デジタルPMO等を活用し

て、業者から徴した見積書の精査や、仕様書の作成等の補助対象システムの整備に関する作業を地方公共団体が限られた期間で集中的に行ってきているところである。さらに、今後も、29年7月からの情報連携の開始を目指して総合運用テスト等の作業が続くことになる。なお、情報連携後には、制度の改正に伴い更なるシステム整備が行われることも想定されるところである。

そして、地方公共団体の上記のシステム整備はマイナンバー制度の導入のために必要となるものであり、国において各地方公共団体がシステム整備を適切に行えるよう必要な助言や協力をしていくことが重要であり、25年5月の参議院内閣委員会における番号法の審査に当たり議決された附帯決議において、「社会保障・税番号制度に係る地方公共団体のシステム整備について、地方公共団体の財政負担及び当該システム整備に従事する職員の業務負担を軽減するため、地方公共団体からの意見を十分に考慮し、必要な措置を検討すること」となっている。また、番号法の公布日と同日に施行された内閣法等の一部を改正する法律（平成25年法律第22号）により改正された高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）において、地方公共団体が、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に対して情報の提供その他の協力を求めることができることとなり、同本部は協力を求められたときはその求めに応じるよう努めることと規定されているところである。

#### ア 整備費補助金の予算及び決算の状況等

##### (ア) 整備費補助金の予算及び決算の状況

地方公共団体に対する整備費補助金の予算及び決算の状況をみたところ、次のとおりとなっていた（図表1-1参照）。

総務省の整備費補助金の26年度歳出予算現額は、補正予算で追加された409億余円を含めて計720億余円となっており、26年度中に250億余円が支出され、469億余円が27年度に繰り越されている。総務省は、26年2月に地方公共団体に発出した事務連絡「社会保障・税番号制度システム整備費補助金について」（以下「26年2月総務省事務連絡」という。）において、「番号制度導入に係る地方公共団体のシステム整備に係る団体規模・システム類型別の事業費（積算内訳）」を地方公共団体に示していて、ここで示されている団体規模別及びシステム類型別の事業費（以下「想定事業費」という。）を26年度補正予算で増額したことについて、大型のシステム改修プロジェクトの集中によるシステムエンジニアの人工費等の経

費の増加や補助対象システムの機能の追加等の状況変化を反映し、地方公共団体におけるシステム整備に必要となる適正な額を計上した結果としている。このように、マイナンバー制度の導入に伴う補助対象システムの整備が限られた期間に集中したことなどによる経費の増加がこの補正予算の計上の一因となっているとみられる。また、27年度の歳出予算現額は、繰越額を含めて計590億余円となっており、27年度中に452億余円が支出され、54億余円が28年度に繰り越され、82億余円が不用額となっている。

厚生労働省の整備費補助金の26年度歳出予算現額は185億余円となっており、26年度中に21億余円が支出され、163億余円が27年度に繰り越されている。また、27年度の歳出予算現額は、繰越額等を含めて計309億余円となっており、27年度中に227億余円が支出され、44億余円が28年度に繰り越され、36億余円が不用額となっている。

図表1-1 整備費補助金の予算及び決算の状況 (単位：百万円)

所管	システム等名	平成26年度					27年度					
		歳出予算額		歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額	前年度繰越額	流用等増▲減額	歳出予算現額	支出済歳出額
		当初	補正									
総務省	住民基本台帳システム			13,500							7,580	
	地方税務システム			5,801							12,708	
	団体内統合宛名システム			748							1,841	
	団体内統合利用番号連携サーバー			3,108							12,344	
	中間サーバー			1,900							10,821	
	計	31,129	40,931	72,061	25,060	46,949	51	12,087	46,949	—	59,037	45,295
厚生労働省	社会保障関係システム	18,534	—	18,534	2,154	16,332	47	15,418	16,332	▲842	30,908	22,710
	合計	49,664	40,931	90,595	27,214	63,282	99	27,506	63,282	▲842	89,945	68,006
											9,954	11,985

上記のとおり、26年度に繰越額が生じていた理由について、総務省及び厚生労働省は、地方公共団体において、仕様の検討等に不測の日数を要したことなどによるとしている。さらに、27年度に繰越額が生じていた理由について、総務省は、地方公共団体において、設計変更等に不測の日数を要したことなどによるとしており、厚生労働省は、一部の地方公共団体において交付申請を見送ったことなどによるとしている。

また、前記のとおり不用額が生じていた理由について、総務省及び厚生労働省は、地方公共団体からの整備費補助金の交付申請額及び契約価格が予定を下回つ

したことにより、整備費補助金を要することが少なかったことなどによるとしている。

(イ) 整備費補助金の想定事業費及び厚生労働省の基準額（内示額）と実整備費との関係

総務省は、前記のとおり、同省分の整備費補助金について、26年2月総務省事務連絡において、想定事業費を地方公共団体に対して示している。想定事業費は、複数の業者が団体規模別及びシステム類型別にマイナンバー制度導入のために直接的に必要とされる機能を満たすこととした場合の見積りを行ったものを踏まえて、政府内で調整した結果の事業費を基に人口区分を細分化して作成したものであり、各地方公共団体は、想定事業費を踏まえて補助金要望額を積算して、総務省に提出することとなっている。そして、想定事業費の範囲内で補助対象システムの整備に要する事業費に補助率（10分の10又は3分の2）を乗じた額で整備費補助金が交付されることとなっている。なお、想定事業費は、住民基本台帳システム、地方税務システム、団体内統合宛名システム等の別に示されている。

また、厚生労働省は、同省分の整備費補助金について、26年5月に都道府県に対して発した事務連絡「平成26年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金

（1次交付分）の内示等について」等において、地方公共団体ごとの基準額（内示額）を示している。そして、厚生労働省は、この基準額（内示額）について、予算の範囲内において、同省が想定して算出した事業費を基礎として団体規模別及びシステム類型別に標準的な費用として算出したものであるとしていて、この基準額（内示額）の範囲内で補助対象システムの整備に要する事業費に補助率（10分の10又は3分の2）を乗じた額で整備費補助金が交付されることとなっている。

なお、基準額（内示額）は、厚生労働省の補助対象システムのうち、国民年金システム及び特別児童扶養手当システムの両システムを除いた①一般分と②国民年金システム及び特別児童扶養手当システムの両システム分とに分けて示されている。

(注7)

想定事業費と各地方公共団体が補助対象システムの整備に実際に要した事業費（以下「実整備費」という。）との関係を補助対象システムごとにみたところ、図表1-2のとおり、総務省分の2,550システムのうち、1,233システム（48.4%）において実整備費が想定事業費以上となっていた一方、1,317システム（51.6%）に

において実整備費が想定事業費未満となっていた。

(注7) 事業実績報告書には補助対象システムの整備に実際に要した事業費の記載がないため、実際に要した支出額のうち補助対象経費分について各地方公共団体に確認した金額を用いている。

図表1-2 総務省の整備費補助金の想定事業費と実整備費の関係

整備費補助 金申請年度 区分	システム名	システム 数 (a)	実整備費が想定事業費 以上となっていたシス テム		実整備費が想定事業費 未満となっていたシス テム	
			システム数 (b)	左の割合 (b)/(a)	システム数 (c)	左の割合 (c)/(a)
平成 26、27年度	住民基本台帳システム	830	423	51.0%	407	49.0%
26、27年度	地方税務システム	847	388	45.8%	459	54.2%
26、27年度	団体内統合宛名システム 団体内統合利用番号連携サーバー	873	422	48.3%	451	51.7%
計		2,550	1,233	48.4%	1,317	51.6%

(注8)

また、厚生労働省の基準額（内示額）と実整備費との関係を①及び②の基準額（内示額）の区分ごとにみたところ、図表1-3のとおり、厚生労働省分の基準額（内示額）の区分の①の区分1,734システムのうち1,278システム（73.7%）、②の区分1,609システムのうち1,158システム（72.0%）において実整備費が基準額（内示額）以上となっていた一方、基準額（内示額）の区分の①の区分456システム（26.3%）、②の区分451システム（28.0%）において実整備費が基準額（内示額）未満となっていた。

(注8) 事業実績報告の添付書類の整備費補助金精算書に記載されている「対象経費実支出額」の金額を用いている。

(注9) 厚生労働省の整備費補助金では、基準額（内示額）が一般分と国民年金システム及び特別児童扶養手当システム分とに分けて示され、この区分に基づき補助金も交付されている。このため、「(イ) 整備費補助金の想定事業費及び厚生労働省の基準額（内示額）と実整備費との関係」において、厚生労働省の基準額（内示額）と実整備費との関係に係るシステム数については、①一般分と②国民年金システム及び特別児童扶養手当システム分に係る補助金の交付申請の件数をシステム数として集計している。

図表1-3 厚生労働省の整備費補助金の基準額（内示額）と実整備費の関係

整備費補助金申請年度区分	基準額（内示額）の区分	システム数 (a)	実整備費が基準額（内示額）以上となっていたシステム		実整備費が基準額（内示額）未満となっていたシステム	
			システム数 (b)	左の割合 (b)/(a)	システム数 (c)	左の割合 (c)/(a)
平成26年度		887	661	74.5%	226	25.5%
27年度	①一般分	847	617	72.8%	230	27.2%
計		1,734	1,278	73.7%	456	26.3%
26年度		818	613	74.9%	205	25.1%
27年度	②国民年金システム及び特別児童扶養手当システム分	791	545	68.9%	246	31.1%
計		1,609	1,158	72.0%	451	28.0%
26年度		1,705	1,274	74.7%	431	25.3%
27年度	①及び②の計	1,638	1,162	70.9%	476	29.1%
合計		3,343	2,436	72.9%	907	27.1%

なお、補助対象システムについて、想定事業費等と実整備費とのかい離状況についてみたところ、総務省の整備費補助金については、実整備費が想定事業費以上となっていた場合のかい離割合が20%以上となっているものが577システム（22.6%）あった。一方、実整備費が想定事業費未満となっていた場合のかい離割合が20%以上となっているものも677システム（26.6%）あった（かい離状況の詳細については別図表3参照）。

また、厚生労働省の整備費補助金については、実整備費が基準額（内示額）以上となっていた場合のかい離割合が20%以上となっているものが基準額（内示額）の区分の①の区分801システム（46.2%）、②の区分684システム（42.5%）あった。一方、実整備費が基準額（内示額）未満となっていた場合のかい離割合が20%以上となっているものも基準額（内示額）の区分の①の区分154システム（8.9%）、②の区分175システム（10.9%）あった（かい離状況の詳細については別図表4参照）。

#### イ 補助対象システムの整備の進捗状況

地方公共団体は、前記のとおり、次のようなスケジュールで補助対象システムの整備を進めることとなっている。

- ① 住民基本台帳システムのうち個人番号の付番・通知に必要な機能に係る整備を

主に26年度に行い、27年9月末までに個人番号生成システムとの連携テストを行う。

- ② 個人番号の利用に必要な整備を27年12月末までに行う。
- ③ 整備を行った補助対象システムについて、地方公共団体内での連携テストを28年6月末までに行う。
- ④ 中間サーバーを介した補助対象システムと情報提供NWSとの連携テスト及び情報連携に係る総合運用テストを29年6月末までに行う。

このうち、①については、総務省によれば、個人番号の付番・通知に直接関係する整備でもあることから、27年9月末までに各地方公共団体において必要な連携テストまで行っており、同年10月から個人番号の付番・通知を開始しているとのことである。

そこで、総務省及び厚生労働省の整備費補助金により整備を行った（27年度に交付申請を行ったものの契約締結に至らなかつたものを含む。）総務省分の2,550システム及び厚生労働省分の6,142システムについて、27年12月末までに行うこととなっていた②の個人番号の利用に必要な補助対象システムの整備の状況をみたところ、図表1-4のとおり、27年12月末までに整備が終了していなかつたものが総務省分で530システム（20.7%）、厚生労働省分で1,489システム（24.2%）あった。これらのシステムについて、27年12月末までに個人番号の利用に必要な整備が終了していなかつた主な理由について地方公共団体に確認したところ、整備のスケジュールに余裕がなかつたこと（63.0%）、スケジュールに間に合わせなければならないという認識がなかつたこと（20.6%）などとなっていた。なお、これらのシステムについて、28年3月末時点における状況をみたところ、整備が終了していないシステムが総務省分で67システム（2.6%）、厚生労働省分で249システム（4.0%）あり、これらのシステムについては整備費補助金の28年度への繰越手続がとられるなどしていたが、さらに、28年6月末時点における状況をみたところ、整備が終了していなかつたのは、総務省分で30システム（1.1%）、厚生労働省分で83システム（1.3%）となっており、②の個人番号の利用に必要な補助対象システムの整備の進捗の遅れは、同月末までには相当程度解消されていた。

また、③の地方公共団体内での連携テストの状況は、図表1-4のとおり、28年6月末までに連携テストが終了していなかつたものが総務省分で136システム（5.3%）、厚生労働省分で385システム（6.2%）、計521システムであった。そして、スケジュー

ルどおりに終了しなかった主な理由について地方公共団体に確認したところ、整備のスケジュールに余裕がなかったこと（42.9%）、必要な作業を行うノウハウがなかったこと（12.6%）などとなっていた。

補助対象システムの整備のスケジュールについて、総務省及び厚生労働省は、マイナンバー制度全体のスケジュールを踏まえて決定して、デジタルPMOや地方公共団体への説明会等において地方公共団体に対して周知していた。そして、地方公共団体に対して補助対象システムの整備の進捗状況をデジタルPMOに登録させることで進捗管理を行い、進捗が遅れている地方公共団体については個別に原因の確認や課題解決のアドバイス等をすることにしていた。しかし、28年6月末時点で地方公共団体内での連携テストが終了していなかった補助対象システム521システムの整備の進捗状況の登録状況を確認したところ、回答を得られなかった64システムを除いた457システムのうち、50システムについてはデジタルPMOに補助対象システムの整備の進捗状況を登録していなかった。また、デジタルPMOに整備の進捗状況を登録していた総務省分の120システム及び厚生労働省分の287システムについてみても、同年8月末時点で総務省又は厚生労働省から原因の確認や課題解決のアドバイス等のフォローアップを受けた補助対象システムは、総務省分の38システム及び厚生労働省分の86システムにとどまっていた。

②の整備については、一部のシステムにおいて27年12月末までに整備が終了していなかったが、28年6月末時点では整備の進捗の遅れは相当程度解消されていた。また、③までのスケジュールについては、スケジュールどおりに補助対象システムの整備を進めることができているものの、その遅れが直ちにマイナンバー制度全体に影響を及ぼすものではない。しかし、補助対象システムは、29年7月から中間サーバーを介して情報提供NWSと接続して情報連携を行うことを目指すこととなっている。そして、総合運用テスト等のうち地方公共団体間で行うものについては、28年11月から29年4月までの間に3グループに分けて実施されることとなっているが、今後、④の期限内にテストを進めないと、予定されている情報連携を適切に行うことできなくなるおそれがある。

したがって、内閣官房、総務省及び厚生労働省においては、地方公共団体においてスケジュールに余裕がなくなることのないよう、地方公共団体におけるシステムの整備の進捗状況を把握しながら、テストの実施に必要な情報を地方公共団体に適

時適切に提供して、総合運用テスト等が予定どおり実施されるよう、なお一層の支援を行っていく必要がある。

図表1-4 補助対象システムの整備の状況

所管省名	システム名	システム数 (a)	個人番号の利用に必要な整備が終了していなかったシステム						地方公共団体での連携テストが終了していなかったシステム	
			平成27年12月末		28年3月末		28年6月末			
			システム数 (b)	左の割合 (b)/(a)	システム数 (c)	左の割合 (c)/(a)	システム数 (d)	左の割合 (d)/(a)	システム数 (e)	左の割合 (e)/(a)
総務省	住民基本台帳システム	830	112	13.4%	17	2.0%	7	0.8%	41	4.9%
	地方税務システム	847	174	20.5%	20	2.3%	8	0.9%	42	4.9%
	団体内統合宛名システム等	873	244	27.9%	30	3.4%	15	1.7%	53	6.0%
	計	2,550	530	20.7%	67	2.6%	30	1.1%	136	5.3%
厚生労働省	生活保護システム	427	167	39.1%	26	6.0%	7	1.6%	54	12.6%
	障害者福祉システム	781	210	26.8%	40	5.1%	11	1.4%	55	7.0%
	児童福祉システム	823	228	27.7%	37	4.4%	10	1.2%	54	6.5%
	国民健康保険システム	825	168	20.3%	25	3.0%	9	1.0%	46	5.5%
	後期高齢者医療システム	825	148	17.9%	25	3.0%	10	1.2%	32	3.8%
	介護保険システム	749	171	22.8%	30	4.0%	13	1.7%	48	6.4%
	健康管理システム	704	157	22.3%	23	3.2%	8	1.1%	41	5.8%
	国民年金システム	796	162	20.3%	26	3.2%	9	1.1%	28	3.5%
	特別児童扶養手当システム	212	78	36.7%	17	8.0%	6	2.8%	27	12.7%
	計	6,142	1,489	24.2%	249	4.0%	83	1.3%	385	6.2%
合計		8,692	2,019	23.2%	316	3.6%	113	1.3%	521	5.9%

#### ウ 補助対象システムの整備に係る契約手続等の状況

地方公共団体における補助対象システムの整備については、イのとおり、国の示すスケジュールに沿って限られた期間で集中的に行われているところである。一方で、アのとおり、整備に際しては多額の補助金が交付されていることから、補助事業の適正な執行のために交付申請や契約手続を適切に行うことも求められる。

補助対象システムの整備に関して地方公共団体が締結した契約7,916件（総務省分（注10）4,603システム、厚生労働省分12,500システム）、契約金額922億余円について、契約方式、仕様書の記載内容、予定価格の算定等の際の見積書等をみたところ、次のとおりとなっていた。

（注10） 「ウ 補助対象システムの整備に係る契約手続等の状況」では、システム数を交付申請年度別に集計している。なお、厚生労働省の平成26年度申請分には、26年度予算を繰り越して27年度分と別に設けた「27年度（26年度からの繰越分）」の申請分も含めている。

##### （ア）契約方式

契約方式については、随意契約によるものが7,797件、契約金額751億余円とな

つていて、その割合は契約件数で98.4%、契約金額で81.4%と極めて高い割合となっていた。その主な理由について地方公共団体に確認したところ、契約内容がマイナンバー制度の導入に伴う地方既存システムの整備であり、当該システムの構築業者にプログラム等の著作権が帰属しており、他業者が整備を実施することは困難であることなどとなっていた。

#### (イ) 仕様書の記載内容等

##### a 仕様書の記載内容

地方公共団体は、契約の確実な履行のために、発注者として、仕様書に作業の実施内容に関する事項を記載して、業者が行う作業内容、業者に求める事項、成果物等を具体的に記載する必要がある。そして、仕様書は、業者が作業の内容を把握して適正な見積りをしたり、地方公共団体が請負契約等による給付の完了の確認をするために必要な検査を行ったりする際にも必要なものである。

そこで、地方公共団体がマイナンバー制度に対応するための整備を行うに当たり仕様書を作成していた総務省分の4,182システム及び厚生労働省分の11,453システムのうち、26、27両年度の契約で作業を分けて整備を行っていた総務省分の3,704システム及び厚生労働省分の5,910システムについて、26年度と27年度の仕様書の記載内容を比較したところ、図表1-5のとおり、26年度と27年度で全く同じ作業内容になっていたものが、総務省分で170システム（4.6%）、厚生労働省分で326システム（5.5%）の計496システムあった。

図表1-5 仕様書の記載内容

平成26、27両年度の契約で作業を分けて整備を行っていた補助対象システム数 (a)	26年度と27年度で作業内容を書き分けているシステム		契約の一部について、26年度と27年度で全く同じ作業内容になっていたシステム		26年度と27年度で全く同じ作業内容になっていたシステム		
	システム数 (b)	左の割合 (b)/(a)	システム数 (c)	左の割合 (c)/(a)	システム数 (d)	左の割合 (d)/(a)	
総務省の整備費補助金	3,704	3,330	89.9%	204	5.5%	170	4.6%
厚生労働省の整備費補助金	5,910	5,342	90.4%	242	4.1%	326	5.5%
計	9,614	8,672	90.2%	446	4.6%	496	5.2%

これらの496システムについては、26年度に実施することとして仕様書に記載されていた作業内容が、27年度の仕様書にも記載されていて、26年度中にどこまで完了していたのか、どこまで完了すべきであったのかを事後的に検証する

ことができない状況となっていた。

そして、このように作業内容が全く同じ仕様書を作成していた主な理由について地方公共団体に確認したところ、整備のスケジュールに余裕がなかったこと（47.3%）、適正な仕様書を作成するノウハウがなかったこと（39.3%）などとなっていた。

#### b 仕様書における成果物の記載状況

情報システムの調達に係る給付の完了の確認に当たっては、設計書、テスト計画書、テスト結果報告書等の成果物に基づき、当該システムが要件定義書等において求める要件及び品質を満たしているかを適切に確認する必要がある。そして、そのためには仕様書に確認のために必要となる成果物を適切に記載して、確実に納品させることが必要である。

成果物のうち、テスト計画書は、開発等を行ったプログラムが設計どおりに動作することを確認するための計画を記載したもので、単体テスト、総合テスト等の実施に当たり、業者に対してテスト計画書の提出を求めて、テスト内容の十分性、テストデータの適切性等を確認して、必要に応じて課題等の指摘又は指導を行う必要がある。また、テスト結果報告書は、テスト計画書に基づき実施したテストに関して、実施状況の確認を行うもので、実施結果に不足、誤りなどが発生している場合は、必要に応じて、業者に対して課題等の指摘又は指導を行う必要がある。

仕様書を作成していた総務省分の4,182システム及び厚生労働省分の11,453システムについて、仕様書に成果物として必要なものが記載されていたかをみたところ、図表1-6のとおり、仕様書に成果物が記載されていた総務省分の3,009システム及び厚生労働省分の8,252システムのうち、総務省分の1,971システム（65.5%）、厚生労働省分の5,315システム（64.4%）で仕様書においてテスト計画書が成果物として記載されていなかった。また、総務省分の1,548システム（51.4%）、厚生労働省分の4,023システム（48.8%）でテスト結果報告書が成果物として記載されていなかった。

さらに、総務省分の1,173システム（28.0%）、厚生労働省分の3,201システム（27.9%）、計4,374システムで成果物が仕様書に全く記載されていなかった。

図表1-6 仕様書における成果物の記載状況

所管省名	整備費補助金申請年度区分	仕様書を作成していた補助対象システム数	仕様書に成果物が記載されていた補助対象システム数	テスト計画書				テスト結果報告書				成果物が仕様書に全く記載されていなかったシステム	
				記載されていたシステム		記載されていなかったシステム		記載されていたシステム		記載されていなかったシステム			
				システム数	左の割合 (c)/(b)	システム数	左の割合 (d)/(b)	システム数	左の割合 (e)/(b)	システム数	左の割合 (f)/(b)		
総務省	平成26年度	1,967	1,391	455	32.7%	936	67.3%	620	44.6%	771	55.4%	576 29.2%	
	27年度	2,215	1,618	583	36.0%	1,035	64.0%	841	52.0%	777	48.0%	597 26.9%	
	計	4,182	3,009	1,038	34.5%	1,971	65.5%	1,461	48.6%	1,548	51.4%	1,173 28.0%	
厚生労働省	26年度	5,933	4,244	1,471	34.7%	2,773	65.3%	2,094	49.3%	2,150	50.7%	1,689 28.4%	
	27年度	5,520	4,008	1,466	36.6%	2,542	63.4%	2,135	53.3%	1,873	46.7%	1,512 27.3%	
	計	11,453	8,252	2,937	35.6%	5,315	64.4%	4,229	51.2%	4,023	48.8%	3,201 27.9%	

そして、仕様書に成果物を記載していなかった主な理由について地方公共団体に確認したところ、仕様書に成果物を記載する必要性を認識していなかったこと（55.4%）、仕様書に記載すべき成果物について精査するノウハウがなかったこと（40.2%）などとなっていた。

前記の成果物が仕様書に全く記載されていなかった事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例1> 仕様書に成果物が全く記載されていなかったもの

徳島県板野郡北島町は、厚生労働省から、整備費補助金921万余円（平成27年度（26年度からの繰越分）533万余円、27年度388万余円）の交付を受けて、障害者福祉システム等の整備を実施している。そして、同町は、業者から提出を受けた書類等により給付の完了の確認を実施したとしていた。しかし、当該システム整備に係る契約の仕様書を確認したところ、成果物の記載が全くなく、本来同町が発注者としてどのような要件等を求めて、何が成果物として必要であると判断したか、給付完了時に同町が求める要件等を満たしていたかを確認していたのかについて、事後的に検証できない状況となっていた。

このように仕様書に成果物を記載していなかった理由について、同町は、仕様書に成果物を記載することの必要性を認識していなかったとしている。

前記スケジュールのとおり、今後も総合運用テスト等が予定されていることから、地方公共団体においては、業者にテスト計画書、テスト結果報告書等の成果物を求めるなどを記載した仕様書を作成し、成果物を確認した上で必要な対応を行っていく必要がある。

#### c 仕様書に係る内閣官房、総務省及び厚生労働省の取組

地方公共団体においては、契約の発注者として業者が行う作業内容を明確にしておかなければ、業者は適正な見積りを行えず、また、給付の完了の確認も困難になることから、26年度と27年度の作業内容を書き分けるなど適正な仕様書を作成する必要がある。また、求める要件及び品質を満たしているかを適切に確認するために、テスト計画書、テスト結果報告書等の成果物を仕様書に記載しておくことも必要である。しかし、a及びbのとおり、一部の地方公共団体では上記を踏まえた仕様書が作成されていない状況となっていた。

一方、補助対象システムの整備において上記のような状況が見受けられるところから、地方公共団体が適正な仕様書を作成するためには国の助言等が重要となる。そこで、総務省及び厚生労働省における仕様書の作成に関する取組の状況を確認したところ、総務省及び厚生労働省は、適正な見積りを徴することと併せて、整備費補助金に関して、適切な会計手続に努めるよう地方公共団体に求めていたが、仕様書の作成については特段の取組を行っていなかった。また、マイナンバー制度の総合調整を行う内閣官房は、システム整備についての作業内容を業者に周知するなどの取組を行っていた。

しかし、マイナンバー制度に係るシステム整備は、全国で同様のシステムの整備を行うものであることから、a及びbのような状況を踏まえて、総務省及び厚生労働省において、地方公共団体に対して、適正な内容を具備した仕様書作成の重要性とともに、仕様書を作成する上で確認事項を明示するなど、必要な技術的助言をなお一層行っていくことが地方公共団体の利益に資するとともに、補助事業の適正な執行に資することになる。

また、内閣官房及び総務省において、地方公共団体が総合運用テスト等を計画的かつ確実に進められるよう、仕様書を作成する上で必要となる総合運用テスト等で実施すべき内容やテストスケジュール等についての情報提供をなお一層行っていくことが重要である。

(ウ) 予定価格の算定等の際の見積書

a 予定価格の算定等の際の見積書の徴取

整備費補助金による補助対象システムの整備については、既に運用しているシステムについて整備を実施するものであり、その多くが当該システムの構築業者と随意契約により実施されるものであることから、契約の相手方になる当

該業者から適正な見積書を徴して、当該見積書の内容を十分に確認することが予定価格の適正性を確保するために特に重要となり、見積書の内容が適正なものとなっていない場合、適正な額で補助対象システムの整備が行えなくなるおそれがある。そして、見積書の徵取について、総務省は、地方公共団体に対して、26年2月総務省事務連絡において、整備費補助金の要望額についての事前照会を行い、その際の留意事項として、適切な見積りにより積算するよう求めしており、また、26年10月の「社会保障・税番号制度に係るシステム整備における適正な見積り等について（依頼）」（平成26年総行住第114号等）において、交付申請書に添付された見積書等について審査を行ったところ見積りの具体的な内訳が不明な事例等が見受けられたことから、整備費補助金の執行に当たっては適正な見積りを徴するよう求めている。また、厚生労働省も、「社会保障分野における番号制度の導入に向けて」（平成27年3月。以下「27年厚生労働省通知」という。）において、地方公共団体に対して、見積書を確認する際には、業者から、作業工程ごとに、作業項目、作業者と工数が分かる内訳を提出させて、作業項目ごとの作業者と単価が適正か、妥当な工数となっているかなどに注意して内訳を確認することに留意して十分な精査を行うよう依頼している。このように、地方公共団体は、業者から適正な見積書を徴して、その内容を確認し精査した上で補助対象システムの整備を実施することが求められている。

そこで、業者から見積書を徴して予定価格を算定していた11,323システム（総務省分2,970システム、厚生労働省分8,353システム）について、適正な見積書を徴しているか確認するために、当該見積書において、作業項目ごとに作業工数や人件費単価が記載されているか、作業項目が細分化されて記載されているかをみたところ、図表1-7のとおり、作業項目ごとに作業工数の記載がなく、かつ、作業項目ごとに人件費単価の記載がない見積書により予定価格を算定していたものが、3,774システム（総務省分745システム（25.0%）、厚生労働省分3,029システム（36.2%））あり、このうち、「一式」とのみ記載されているなど、見積書における作業項目が全く細分化されていない見積書により予定価格を算定していたものが、1,228システム（総務省分198システム（6.6%）、厚生労働省分1,030システム（12.3%））あった。また、総務省分の補助対象システムのうち、団体内統合宛名システム又は団体内統合利用番号連携サーバーを

新規に整備する際に機器の購入を予定している場合について、機器構成の記載があるかをみたところ、図表1-8のとおり、機器構成の記載がない見積書により予定価格を算定していたものが185システム（38.9%）あった。

図表1-7 予定価格の算定に当たり、業者から徴した見積書の内容（作業項目に関する内容）

所管省名	業者から見積書を徴していた補助対象システム数 (a)	作業項目ごとの作業工数（注）		作業項目ごとの人件費単価（注）		作業項目ごとに作業工数の記載があり、かつ、人件費単価の記載があるシステム数	作業項目ごとに作業工数の記載がなく、かつ、人件費単価の記載がないシステム数	作業項目ごとに作業工数の記載がなく、かつ、人件費単価の記載がないシステム				
		記載があるシステム数	記載がないシステム数	記載があるシステム数	記載がないシステム数			作業項目が「一式」となっているシステム				
								システム数 (b)	左の割合 (b)/(a)	システム数 (c)	左の割合 (c)/(a)	システム数 (d)
総務省	平成26年度	1,390	1,008	365	921	452	839	60.3%	352	25.3%	104	7.4%
	27年度	1,580	1,160	417	1,056	521	925	58.5%	393	24.8%	94	5.9%
	計	2,970	2,168	782	1,977	973	1,764	59.3%	745	25.0%	198	6.6%
厚生労働省	26年度	4,316	2,666	1,622	2,453	1,835	2,155	49.9%	1,580	36.6%	560	12.9%
	27年度	4,037	2,539	1,497	2,354	1,682	2,043	50.6%	1,449	35.8%	470	11.6%
	計	8,353	5,205	3,119	4,807	3,517	4,198	50.2%	3,029	36.2%	1,030	12.3%

（注）パッケージソフトウェアの購入のみの場合の見積書は、作業工数及び人件費単価の記載がないため、集計から除いている。このため各項目を合計しても業者から見積書を徴していた補助対象システム数とは一致しない。

図表1-8 予定価格の算定に当たり、業者から徴した見積書の内容（機器構成に関する内容）

所管省名	業者から見積書を徴していた補助対象システム数 (a)	機器構成の記載				
		記載があるシステム		記載がないシステム		
		システム数 (b)	左の割合 (b)/(a)	システム数 (c)	左の割合 (c)/(a)	
総務省	平成26年度	164	78	47.6%	86	52.4%
	27年度	311	212	68.2%	99	31.8%
	計	475	290	61.1%	185	38.9%

そして、作業項目ごとに作業工数や人件費単価の記載がない見積書を徴して いた主な理由について地方公共団体に確認したところ、作業工数及び人件費単価を確認するためのノウハウがなかったこと（41.0%）、整備スケジュールに間に合わせるために作業工数及び人件費単価を確認する時間がなかったこと（39.1%）などとなっていた。

前記の適正な見積書を徴していない事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞ 予定価格を算定する際に業者から適正な見積書を徴していなかったもの

埼玉県北足立郡伊奈町は、厚生労働省から、平成26年度の整備費補助金の交付を受け、障害者福祉システム等の整備を428万余円（うち補助対象経費同額、補助金額290万

余円）で実施している。同町は、計画・設計段階で不測の日数を要し事業の着手に遅延が生じたことから、事業の完了予定を27年7月31日とする事業内容変更承認申請書を提出し、上記のシステム整備のために、同年7月1日から31日までを工期とする契約を業者と締結していた。

この契約について、業者と締結した上記のシステム整備の内容を仕様書で確認したところ、一部のシステムを除きシステム設計までの工程を実施することとなっており、単体テストまではその内容に含まれていなかった。

一方、予定価格を算定する際に業者から徴した見積書を確認したところ、作業項目ごとの作業工数や人件費単価の記載がなく「一式」とのみ記載されており、見積額は厚生労働省が同町に示している基準額（内示額）と同額となっていた。

そして、厚生労働省が同町に示している基準額（内示額）は、システム設計までだけではなく、単体テストまで含めた作業工程を実施するために同省が算出した標準的な額となっているにもかかわらず、一部のシステムを除きシステム設計までの工程を実施するために業者から徴した見積額をそのまま契約額としていた。

しかし、見積書に作業項目ごとの作業工数や人件費単価の記載がなく「一式」とのみ記載されていたため、作業工程に照らして契約金額が妥当か、割高となっていないかを確認することができなかつた。

このように、作業項目ごとの作業工数や人件費単価の記載がない見積書を徴していた理由について、同町は、補助対象システムの整備のスケジュールに間に合わせるために、作業内容、作業工数及び人件費単価の関係を確認する時間がなかったなどとしている。

なお、交付申請時に申請額を算定する際の見積書を予定価格の算定時に用いるなどの例も見られたことから、交付申請時に見積書を徴していた補助対象システムについても同様に確認したところ、作業項目ごとに作業工数の記載がなく、かつ、作業項目ごとに人件費単価の記載がない見積書により交付申請額を算定していた状況や「一式」とのみ記載されているなど、作業項目が全く細分化されていない見積書により算定していた状況が見受けられた（具体的な記載状況については別図表5及び別図表6参照）。

#### b 予定価格の算定等の際の見積書の妥当性の確認

見積書の妥当性の確認について、総務省が地方公共団体に対して具体的に示した文書はないが、厚生労働省は、前記のとおり、27年厚生労働省通知において、地方公共団体に見積書を確認する際には、詳細な内訳を提出させることに留意して十分な精査を行うよう依頼している。また、その際のチェックポイントとして、①業者に対して見積根拠資料を確認すること、特に、見積りには、デジタルPMOに掲載される国が設計及び開発を行う自治体中間サーバー・ソフトウェアの仕様、設計内容、連携方法等の情報に基づいた積算が不可欠であ

り、業者が見積りの際にこれを十分確認していなかったことにより過大なリスクが見積書に計上されていないか確認すること、②府内情報システム部門と連携した体制を整備して、共同で見積りを精査すること及び③府内で先行して見積書を微している補助対象システムや他の地方公共団体における類似事例との比較を行うことに留意して十分な精査を行うことを例示している。

そこで、予定価格算定時に業者から見積書を微して予定価格を算定していた厚生労働省分の8,353システムについて、各地方公共団体が①から③までの事項を実施していたかをみたところ、図表1-9のとおり、業者に対して見積根拠資料を確認していなかったものが1,488システム（17.8%）あった。また、府内情報システム部門と共同で見積りを精査していなかったものが3,555システム（42.5%）あり、府内で先行している補助対象システム又は他の地方公共団体の類似事例と比較していなかったものが2,551システム（30.5%）あった。そして、①から③までの事項全てを実施していなかったものが、610システム（7.3%）であった。

なお、予定価格算定時に業者から見積書を微して予定価格を算定していた総務省分の2,970システムについても、①から③までの事項が実施されていたかをみたところ、図表1-9のとおり、一部のシステムで①から③までの事項全てを実施していなかった。

図表1-9 予定価格の算定に当たり、業者から微した見積書の妥当性の確認

所管省名	業者から見積書を微していた補助対象システム数 (a)	①業者に対する見積根拠資料の確認（デジタルPMOの活用等）		②府内情報システム部門と共同での見積り精査				③府内先行補助対象システム又は他の地方公共団体の類似事例との比較				①から③までの事項全てを実施していなかったシステム	
		実施していなかったシステム数	システム数 (b)	実施していなかったシステム数 左の割合 (b)/(a)	実施していなかったシステム数 システム数 (c)	実施していなかったシステム数 左の割合 (c)/(a)	実施していなかったシステム数 システム数 (d)	実施していなかったシステム数 左の割合 (d)/(a)					
								システム数 (e)	左の割合 (e)/(a)	システム数 (e)	左の割合 (e)/(a)		
厚生労働省	平成26年度	4,316	3,558	758	17.5%	2,484	1,832	42.4%	2,950	1,366	31.6%	318	7.3%
	27年度	4,037	3,307	730	18.0%	2,314	1,723	42.6%	2,852	1,185	29.3%	292	7.2%
	計	8,353	6,865	1,488	17.8%	4,798	3,555	42.5%	5,802	2,551	30.5%	610	7.3%
総務省	26年度	1,390	1,173	217	15.6%	799	591	42.5%	911	479	34.4%	70	5.0%
	27年度	1,580	1,331	249	15.7%	897	683	43.2%	1,077	503	31.8%	89	5.6%
	計	2,970	2,504	466	15.6%	1,696	1,274	42.8%	1,988	982	33.0%	159	5.3%

そして、①から③までの事項いずれかについて実施しておらず、見積書の妥当性の確認を行っていなかった主な理由について地方公共団体に確認したところ、見積書の内容精査を行うノウハウがなかったこと（46.9%）、見積書の精

査のための人員が不足していたこと（34.1%）などとなっていた。

また、交付申請時に業者から徴した見積書の妥当性の確認の状況についても同様に確認したところ、一部のシステムで①から③までの事項の確認を実施していない状況が見受けられた（具体的な実施状況については別図表7参照）。

c 予定価格の算定時等の見積りに関する総務省、厚生労働省及び内閣官房の取組

予定価格を基準として契約金額が決定して、当該契約金額により補助金の額も確定することから、地方公共団体においては、適正な見積書を徴して、その内容を確認して精査することが重要である。しかし、a及びbのとおり、一部の地方公共団体ではこれらの手続を実施していない状況となっていた。

一方、補助対象システムの整備において上記のような状況が見受けられるところから、地方公共団体がこのような手続を適切に実施するためには国の助言等が重要となる。そこで、総務省、厚生労働省及び内閣官房における予定価格算定時等の見積りに関する取組の状況を確認したところ、次のとおりとなっていた。

総務省は、前記のとおり、地方公共団体に対して、26年10月に整備費補助金の執行に当たっては適正な見積りを徴することを求める通知を発していた。また、26年2月に想定事業費を地方公共団体に示した後、想定事業費の積算内訳を明らかにしてほしいとの要望を地方公共団体から受けて、同年8月に人件費単価、作業工数等が記載された想定事業費の積算内訳を地方公共団体に示していた。

この積算内訳は、見積書の作業工数等を確認するためのノウハウがない地方公共団体にとって、予定価格等を算定する上で参考になるものである。なお、交付申請に関しては、同省の社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱（平成26年総官企第167号）において、交付申請書の様式を定めており、交付申請書に、作業に関する項目、作業工程、工数、単価等、整備内容及び経費の積算の内訳が明確になる見積書を添付させることとなっていた。

厚生労働省は、前記のとおり、地方公共団体に対して、見積書を確認する際には詳細な内訳を提出させることに留意して十分な精査を行うことを依頼していた。一方、同省においては、基準額（内示額）の積算内訳を明らかにしていなかった。なお、交付申請に関しては、同省の社会保障・税番号制度システム

整備費補助金交付要綱（平成26年厚生労働省発政0625第1号）において交付申請書の様式を定めているものの、交付申請書に見積書を添付することは求めていなかった。これについて、同省は、整備費補助金については、地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）を踏まえて、地方公共団体の事業執行の円滑化及び事務負担の軽減の観点から検討した結果としている。

内閣官房は、地方公共団体が情報の提供その他の協力を求めてきたときは、補助対象システムの整備に関して地方公共団体に必要な協力をするよう努めてきたとしている。

このように、総務省、厚生労働省及び内閣官房において、見積書に関して一定の取組が行われてはいるものの、総務省及び厚生労働省において、業者から適正な見積書を徴することや、徴した見積書の内容を精査して妥当性の確認を行うことなどの必要性やその具体的な方法を地方公共団体に示すこと、また、内閣官房において、見積書の内容を精査するなどのノウハウのない地方公共団体の求めに応じて協力していくことについて、なお一層の取組を行うことが重要である。

#### (エ) 給付完了の確認

地方公共団体においては、補助対象システムの整備に係る給付が完了した際には、仕様書の記載事項が適正に履行されたか、仕様書又は見積書に記載されている作業以外に要した経費が請求金額に計上されていないかなどについて確認することが重要となる。

そこで、地方公共団体における給付完了の確認状況を確認したところ、次のとおり、補助対象外の作業に係る経費が契約金額に計上されていたり、給付の完了時点において契約事項の一部が履行されていなかつたりしたにもかかわらず、補助対象外の経費を控除することなく実績報告を行って整備費補助金の交付を受けていた事態が見受けられた。

＜事例3＞ 情報システムの整備に係る給付完了の確認が適切に行われていなかったもの

沖縄県うるま市は、平成26年度に、住民基本台帳システムにおいてマイナンバー制度に対応するために必要となる機能の整備を業者と契約して行い、同年度に完了したとする実績報告書を総務省に提出して国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、実際には、同市は、補助対象外とされているデータ整備等に要した経費及び26年度に実施されておらず27年度に実施されていた関連システムとの連携テスト等

の作業に要した経費を補助の対象に含めて実績報告を行っていた。

この事態については、不当事項として、平成27年度決算検査報告に掲記したところである。

## (2) 通知カード及び個人番号カードの交付事業等の状況

### ア 事業費補助金及び事務費補助金の予算及び決算の状況

通知カード及び個人番号カードを交付するために、図表2-1のとおり、27年度総務省所管の歳出予算額として事業費補助金656億余円、事務費補助金105億余円、計761億余円が計上されている。このうち、個人番号カードについては、27年度当初予算で1,000万枚、補正予算で1,500万枚、計2,500万枚の交付等に係る経費が計上されている。

そして、両補助金の決算の状況についてみると、事業費補助金は355億余円が支出されて、301億余円が28年度に繰り越され、1200万余円が不用額となっている。また、事務費補助金は28億余円が支出されて、70億余円が28年度に繰り越され、5億余円が不用額となっている。

上記のうち、翌年度繰越額は、事業費補助金については予算額の45.8%、事務費補助金については予算額の67.0%となっている。総務省は、繰越額が生じていた理由について、個人番号カードの申請のペースが緩やかであったためとしている。また、不用額は、事業費補助金については予算額の0.01%、事務費補助金については予算額の5.5%となっている。総務省は、事務費補助金に不用額が生じていた理由について、実績報告時の実績値が交付決定時の見込値を下回ったことによるとしている。

図表2-1 事業費補助金及び事務費補助金の予算及び決算の状況（平成27年度）

(単位：百万円)

補助金名	歳出予算額			支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
	当初	補正	計			
事業費補助金	44,318	21,350	65,669	35,532	30,124	12
事務費補助金	4,004	6,508	10,513	2,873	7,052	586
計	48,323	27,859	76,183	38,406	37,177	599

## イ 通知カード・個人番号カード関連事務に係る経費の状況

個人番号の指定及び通知に際して、前記のとおり、市町村長は、J－LISから通知された個人番号とすべき番号を個人番号として指定して、住民票を有する者に対して当該個人番号を通知カードにより通知することとなっている。その際、市町村長は、通知カードの作成等をJ－LISに行わせており、これに要する経費を交付金としてJ－LISに支払い、当該交付金を補助対象として総務省から事業費補助金が交付されている。また、前記のとおり、市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対して、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付することとなっている。その際、市町村長は、個人番号カードの作成等をJ－LISに行わせており、これに要する経費を交付金としてJ－LISに支払い、当該交付金を補助対象として総務省から事業費補助金が交付されている。

このように事業費補助金が充当される市町村の交付金によりJ－LISが行った通知カード・個人番号カード関連事務の事業別の経費の内訳は、図表2-2のとおりであり、27年度の総額は394億余円となっていた。

図表2-2 通知カード・個人番号カード関連事務の事業別の経費の内訳（平成27年度）  
 (単位：千円)

区分	事業名	主な事業内容	金額
1	設備費等	・運用保守等	105,978
2	通知カード等の作成・発送事業	・通知カード、番号通知書類説明資料、個人番号カード交付申請書等の印刷	25,582,099
3	個人番号カードの申込処理事業	・個人番号カードの申込みの受付	4,011,693
4	個人番号カードの製造・発行事業	・個人番号カードの製造・発行 ・個人番号カード交付通知書の印刷	8,807,857
5	個人番号カード機能の一時停止等のためのコールセンター事業	・個人番号カードの発行手続に係る問合せや利用の一時停止に係る連絡の受付	990,200
計			39,497,828

そして、上記の経費には委託契約等の支払金額、J－LISの入件費、通知カード及び個人番号カードの郵送料等が含まれている。これに関して、J－LISが通知カード・個人番号カード関連事務を行うために締結した主な契約は、「通知カード及び個人番号カード交付申請書等作成業務」、「個人番号カード用ICカード製造業務等」等であり、その契約内容、契約相手方等は、図表2-3のとおりとなっており、28年6月までの支払金額の総額は199億8708万余円となっていた。

図表2-3 J-LISが通知カード・個人番号カード関連事務を行うために締結した契約の状況

契約件名	契約内容	契約方式	契約相手方	契約日	契約期間	区分
通知カード及び個人番号カード交付申請書等作成業務	通知カード、個人番号カード交付申請書等の作成	随意契約	独立行政法人国立印刷局	平成27年3月20日	27年3月20日～29年3月31日	2
個人番号カード用ICカード製造業務等	個人番号カード用ICカード製造業務等(600万枚)	一般競争契約	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	27年4月10日	27年4月10日～28年6月30日	4
	個人番号カード用ICカード製造業務等(480万枚)	一般競争契約	エヌ・ティ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	27年4月10日	27年4月10日～28年6月30日	
	個人番号カード用ICカード製造業務等(420万枚)	一般競争契約	凸版印刷株式会社	27年4月10日	27年4月10日～28年6月30日	
個人番号カード交付申請書受付・発行及び発行管理業務等	個人番号カード交付申請書受付・発行及び発行管理業務	一般競争契約	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 株式会社DNPデータテクノ 凸版印刷株式会社	27年1月16日	27年1月16日～29年3月31日	3、4
個人番号カード管理システム及び個人番号カード発行委託システム運用管理支援等業務	個人番号カード管理システム及び個人番号カード発行委託システム運用管理支援等業務	随意契約	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	27年7月29日	27年7月29日～31年3月31日	1
通知カード及び個人番号カードに係るコールセンター業務	住民からの通知カード及び個人番号カードに関する問合せ対応業務	一般競争契約	株式会社ベルシステム24	27年4月7日	27年4月7日～29年3月31日	5

注(1) 契約金額は、類似する他の契約金額を類推されるおそれがあるため非公表とされている。

注(2) 区分欄は図表2-2における1～5の区分を示している。

注(3) 「個人番号カード交付申請書受付・発行及び発行管理業務等」契約の契約相手方は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ティ・データが代表責任者となっている。

## ウ 通知カードの交付等の状況

### (ア) 通知カードの交付等に係る手続

#### a 通知カードの送付に係る手續

前記のとおり、市町村は、事業費補助金が充当される交付金を交付して、通知カードの交付等に係る業務をJ-LISに行わせている。そして、J-LISは、通知カードの作成等の業務を独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）に委託するなどしており、この委託業務等において、市町村か

ら送付された住民情報に基づき、通知カード及び個人番号カード交付申請書の製造、印刷、送付等を行っている。なお、作成した通知カードについては市町村を介さずに国立印刷局から直接郵便局に差し出して、郵便局から簡易書留により世帯ごとにまとめて郵送しており、これに係る郵便料金は、28年3月末時点で170億6800万余円となっている。

通知カードの送付に当たっては、総務省は、27年3月に発した「住民基本台帳の記録の正確性の確保について（通知）」（平成27年総行住第35号）において、住民基本台帳法第34条の規定に基づき、氏名、住所等の事項についての調査を行うことが有効であることから、番号法の施行までの時期に集中的に行うとともに、当該調査の結果を踏まえて、適切に住民票の記載、消除又は記載の修正を行うよう、各市町村に周知徹底を図ることを各都道府県知事に対して依頼している。

b 通知カードの返戻に係る手続

郵便局から配達できなかった通知カードは、郵便局において1週間保管された後、市町村に返戻されることになっている。そして、総務省が定めた「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」（平成27年総行住第137号。以下「事務処理要領」という。）において、市町村は、返戻された通知カードについて、受取人が他の市町村へ転出していないかなど、住民票記載事項の確認や調査を行うこととなっている。

c 通知カードの保管に係る手続

事務処理要領及び総務省が27年9月に発した「通知カードの運用上の留意事項、個人番号カードの運用上の留意事項及び転入届の特例及び住民票の写しの広域交付の運用上の留意事項について（通知）」（平成27年総行住第138号）によれば、郵便局から市町村に返戻された通知カードのうち、受取人が他の市町村へ転出したり、死亡により住民票が消除されたりするなどして受取人が既に当該市町村に存在しない場合は廃棄することとされている。また、居住実態の不明等により一定期間（3か月程度）経過しても交付ができない場合も廃棄することとされているが、東日本大震災の避難者等のように本人と連絡を取ることができないなど、通知カードの交付が困難な事態も想定されることから、総務省は、27年12月28日に、当該期間が経過した通知カードについて、28年3月31日まで保

管するように市町村長に要請しており、また、同年3月23日に、更に保管期間を延長することを検討するように市町村長に要請している。

(イ) 全市町村における27年10月5日時点での住民票の情報に基づく通知カードの送付  
総務省は、個人番号の付番が開始される27年10月5日時点での住民票の情報に基づく通知カードの送付についてシミュレーションを行っており、同月から通知カードの送付が開始され、おおむね11月中（11月中に全体の送付通数の94.9%を配達して、最も遅い市町村でも12月27日に配達する予定）には郵便局から住民への初回の配達を行うことになっていた。

しかし、実際の送付状況をみると、通知カードの送付は10月から開始されたが、通知カードの送付に係る作業については、国立印刷局から郵便局への通知カードの差出しの遅れや、市町村の住民情報の作成ミス、市町村からJ-LISへの住民情報の送付ミス、J-LISから国立印刷局への住民情報の送付ミス、配達の際の気象条件等により、一部に遅れが生じていた。そして、11月末時点で初回の配達が行われたものは、全1,741市町村に係る約5,684万通の88.5%である約5,031万通となっており、最終的に初回の配達が終了したのは12月16日であった（通知カードの印刷漏れなどにより配達が遅れた一部の地域を除く。）。

(ウ) 検査対象の市町村における28年3月末時点での通知カードの交付等の状況

a 通知カードの送付の状況

(イ)の事態を踏まえて、検査対象である852市町村が28年3月末までに送付した通知カードの送付の状況をみたところ、送付した通知カードの総数は34,139,408通となっていた（図表2-4参照）。

また、前記のとおり、通知カードの送付に当たっては、住民票に記載をすべきものとされている氏名、住所等の事項についての調査を行うことが有効であるとされていることから、検査対象である852市町村について当該調査の状況をみたところ、518市町村（60.7%）において、時間がなかったことや人手が不足していたことなどの理由で、番号法の施行までの時期に当該調査を実施していなかった。

b 通知カードの返戻の状況

検査対象である852市町村について通知カードの返戻の状況をみたところ、28年3月までの間に返戻された通知カードは852市町村で3,624,609通となっていました。

た（図表2-4参照）。そして、通知カードが返戻された理由について、市町村に確認したところ、受取人による受取拒否や宛て所なしなどとなっていた。

#### c 通知カードの保管の状況

市町村は、返戻された通知カードについて、住民票記載事項の確認や調査を行うこととなっており、居住実態が確認された場合は、受取人に対して市町村の窓口に取りに来るよう促す通知等を行うなど通知カードの確実な交付に努めることが求められている。

そこで、検査対象である852市町村について、28年3月末時点における返戻された通知カードの状況をみたところ、返戻されたもののうち、852市町村において、2,129,393通がその後受取人に交付されるなどしていた一方、840市町村において、交付等ができないまま保管されている通知カードが1,399,132通（会計検査院の試算による通知カードの送付等に係る事業費補助金相当額6億0162万余円）となっていた。このように交付等ができないまま保管している通知カードについて理由別にみると、受取人による受取拒否等のほかに、市町村が返戻後に住民票記載事項の確認や調査を実施していないものが209市町村で350,513通（会計検査院の試算による通知カードの送付等に係る事業費補助金相当額1億5072万余円）となっていた（図表2-4参照）。そして、返戻後に確認や調査を実施できていない理由を該当市町村に確認したところ、人手不足や他の業務で多忙のためなどとなっていた。

#### d 通知カードの廃棄の状況

前記のとおり、総務省は、通知カードの保管期間を延長するように市町村に要請していた。そこで、検査対象である852市町村において通知カードの状況をみたところ、受取人の受取拒否や居住実態の不明により、上記要請の後に保管期間が一定期間（3か月程度）経過したことにより廃棄されていたものが、28年3月末時点において96市町村で8,656通（会計検査院の試算による通知カードの送付等に係る事業費補助金相当額372万余円）となっていた（図表2-4参照）。

図表2-4 通知カードの交付等の状況（平成28年3月末時点）

	市町村数	通数	会計検査院の試算による事業費補助金相当額（千円）
送付した通知カードの総数	852	34,139,408	14,679,945
返戻されたもの	852	3,624,609	1,558,581
その後受取人に交付されるなどしたもの	852	2,129,393	915,638
交付等ができないまま市町村に保管されているもの	① 209 ② 533 ③ 483 ④ 649 ⑤ 9 計 840	350,513 395,986 381,053 14,513 257,067 1,399,132	150,720 170,273 163,852 6,240 110,538 601,626
廃棄したもの	⑥ 443 ⑦ 478 ⑧ 96 ⑨ 160 ⑩ 13 計 537	36,090 13,887 8,656 13,196 24,255 96,084	15,518 5,971 3,722 5,674 10,429 41,316

(注) 「交付等ができないまま市町村に保管されているもの」欄及び「廃棄したもの」欄における理由は次のとおりである。

- ① 住民票記載事項の確認や調査を実施していない
- ② 住民票記載事項の確認や調査の結果、同一市町村内での居住を確認したことなどから保管中
- ③ 住民票記載事項の確認や調査の結果、他の市町村への転出等を確認できず、引き続き調査、確認中（平成28年3月末現在で居住実態不明）
- ④ 受取拒否
- ⑤ 理由を把握していないなど
- ⑥ 他の市町村へ転出
- ⑦ 住民票消除（死亡、居住の事実なし）
- ⑧ 一定期間（3か月程度）経過（受取拒否、居住実態不明）
- ⑨ 同一市町村内の転居を確認したもののうち新規発行を希望
- ⑩ 理由を把握していないなど

## エ 個人番号カードの交付等の状況

個人番号カードの申請及び交付の方法については、交付時来庁方式、勤務地等一括申請方式、申請時来庁方式、居所地経由申請方式及び勤務地等経由申請方式の五つの方式がある。このうち交付時来庁方式における申請から交付までの流れは、次のとおりとなっている（図表2-5参照）。

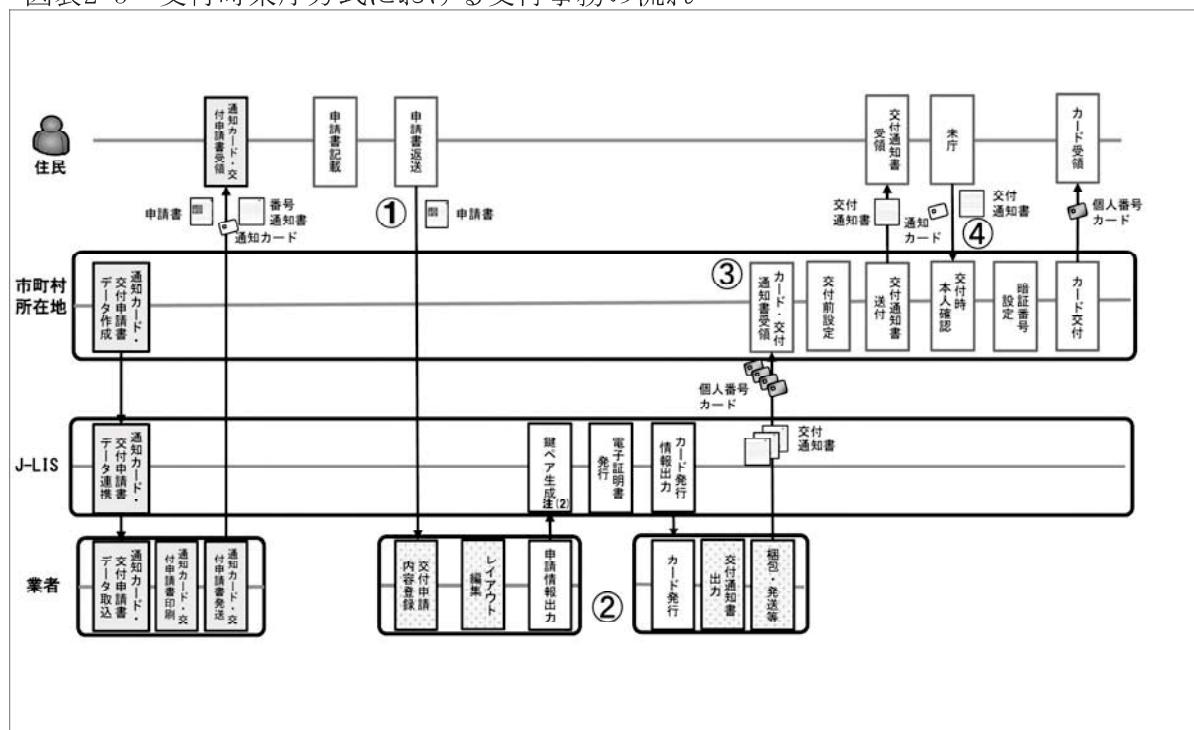
- ① 申請者は、通知カード送付時に同封されている個人番号カード交付申請書に必

要事項を記載しJ－LISへ郵送するなどして申請を行う。

- ② J－LISは、申請を受け付けて、当該申請に係る情報を個人番号カードの発行を委託している業者に送付し、当該業者により個人番号カードが発行される。また、申請者に個人番号カードの交付のために市町村の窓口へ来庁する必要があることを知らせるための個人番号カード交付通知書（以下「交付通知書」という。）を作成し、発行した個人番号カードと合わせて市町村へ送付する。
- ③ 発行された個人番号カード等を受け取った市町村は、統合端末を用いて電子証明書の利用の設定、更新情報の登録等（以下、これらの作業を「交付前設定」という。）を行った上で交付通知書を申請者に送付する。
- ④ 市町村は、申請者が通知カード、本人確認書類等を持参して来庁した際、本人確認を行い、暗証番号設定を行った上で個人番号カードを申請者に交付する。個人番号カードについては、前記のとおり、27年度当初予算で1,000万枚、補正予算で1,500万枚、計2,500万枚の交付等に係る経費が計上されている。

(注11) 統合端末　個人番号カードの交付及び電子証明書の発行における市町村窓口の業務効率化を目的として、住民基本台帳ネットワークシステムで使用している端末と公的個人認証サービスで使用している端末の一部機能を統合した端末

図表2-5 交付時来庁方式における交付事務の流れ



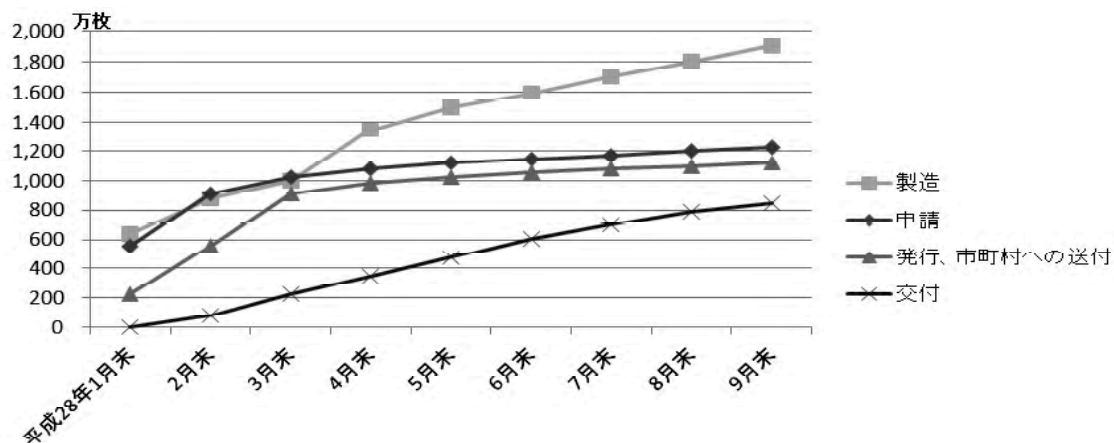
注(1) 総務省が公表している資料を基に作成した。

注(2) 鍵ペア 公開鍵暗号方式における公開鍵と秘密鍵のペア。一方の鍵から他方の鍵を導き出せない性質を持つため、一方（秘密鍵）の秘密を保ったまま、他方（公開鍵）を公開することができる。

#### (ア) 全市町村における個人番号カードの交付等

全国における28年1月末から9月末までの個人番号カードの製造枚数（個人番号カード用のICカードの製造枚数）、申請枚数、発行（製造したICカードに必要な情報を付加すること）してJ－LISから市町村に送付した枚数及び交付枚数の推移を確認したところ、同年9月末時点では、製造枚数1,900万枚、申請枚数1,221万余枚、発行してJ－LISから市町村に送付した枚数1,120万余枚に対して、交付枚数は847万余枚となっていた（図表2-6参照）。

図表2-6 個人番号カードの交付枚数等の推移



また、J－LISにおいては、28年3月末時点では、27年度当初予算で計上された1,000万枚に対して、1,000万枚の個人番号カードを製造しており、このうち91万余枚を発行していた。

一方、市町村においては、28年3月末時点での交付枚数は2,277,515枚にとどまっていた。そして、交付が遅れた理由について、総務省が作成した「マイナンバーカード交付促進マニュアル」によれば、交付に係る人員体制等の確保が十分でなかったり、後述のとおり、カード管理等システムの障害が発生したりしたこと、さらに、個人番号カードの交付の本格化と3月から始まる住民の異動に係る繁忙期が重なったことなどの複合的な要因によるとされている。

#### (イ) 検査対象の市町村における28年3月末時点での個人番号カードの交付等の状況

検査対象である852市町村における28年3月末時点での個人番号カードの交付の状況をみたところ、図表2-7のとおり、申請枚数6,002,486枚、発行してJ－LISから市町村に送付した枚数5,384,085枚に対して、交付枚数は1,225,423枚となっていて、低調な状況となっていた。

図表2-7 852市町村における個人番号カードの交付等の状況（平成28年3月末時点）

申請者から申請 があったもの	J－LISから 市町村に送付し たもの		市町村から申請者に 交付しているもの	
	枚 (a) 6,002,486	枚 (b) 5,384,085	% (b/a) 89.6	枚 (c) 1,225,423

また、個人番号カードがJ－LISから市町村へ送付された後、申請者へ交付されるまでの日数について、当該日数を把握していた273市町村に確認して、その平均日数を算出したところ、41.8日となっていた。そして、個人番号カードが市町村に到着してから申請者へ交付通知書を送付するまでの状況について検査対象である852市町村に確認したところ、1か月以上要したもののが1,700,831枚あった。このように送付までに一定の時間を要する状況が生じている理由について、市町村に確認したところ、交付が開始されてから間もないことから交付事務の処理に慣れるまで時間を要したり、交付事務に従事する職員数が不足していたり、後述のとおり、J－LISのカード管理等システムに障害が発生したことなどにより市町村において処理に時間を要したりしたことなどとなっていた。なお、市町村が、申請者への交付通知書の送付日から1か月以上先に申請者の来庁日を指定していたものが335,873枚あった。

さらに、個人番号カードの交付時にカード管理等システムに接続できなかったことなどから窓口に訪れた申請者に交付できなかった個人番号カードの枚数について、検査対象である852市町村に確認したところ、516市町村で30,247枚あった（32市町村は、当該事態があったか把握していなかった。）。これらについては、後日、申請者に郵送等することとなり、郵送に係る経費は1388万余円となっていた。

J－LISは、個人番号カードの発行、交付通知書の市町村への送付のための郵便局への差出しの時期についての見通しを、27年12月からホームページで公開するなどしていた。一方、市町村における交付予定の見通しなどについて、検査対象である852市町村に確認したところ、28年3月末時点において、月ごとなどに想定交付枚数を算定していたのは95市町村（11.1%）となっていた。また、個人番号カードの交付計画を策定していたのは46市町村（5.3%）となっていて、残り

の806市町村はあらかじめ交付計画を策定していなかった。

総務省は、個人番号カードの交付に遅れが生じたことを踏まえて、28年5月に、市町村が個人番号カードを早期に交付するため 「マイナンバーカード交付促進マニュアル」を作成して全市町村に周知し、滞留分の交付通知書の送付が完了する時期の目標やそれを裏付けるための実施体制等を内容として盛り込んだマイナンバーカード交付計画を全市町村に要請した。

なお、個人番号カードの交付計画を策定していなかった市町村は、上記の総務省からの要請を受けてマイナンバーカード交付計画を策定しており、総務省による進捗状況のフォローアップ調査結果によれば、28年11月末までに全市町村において交付通知書の送付の滞留が解消したとされている。

#### (ウ) 検査対象の市町村における個人番号カードの利活用の検討の状況

個人番号カードは様々な場面で利用されることが想定されている。そして、総務省は、個人番号カードの利活用方法として、①一般的な本人確認手続における本人確認書類としての利用、②ICチップの空き領域にアプリを格納することによる入退館カード等としての利用、③ICチップに格納される電子証明書を用いた国税電子申告・納税システム（e-Tax）等の行政手続のオンラインでの申請、届出等、④情報提供等の記録を確認できるシステムであるマイナポータルへのログイン、⑤コンビニエンスストア等での住民票の写し、印鑑登録証明書の写しなどの交付等が挙げられるとしている。

そして、個人番号カードの普及・利活用の促進として、「世界最先端IT国家創造宣言工程表」において、①印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化を図る、②住民票の写し、印鑑登録証明書の写し、戸籍謄本等のコンビニエンスストアでの交付を利用できる地方公共団体等を拡大するとともに、順次対象手続の拡大を行い、コンビニエンスストアでの交付について、28年度中に実施団体の人口の合計が6,000万人を超えることを目指すなどの利活用の推進の方針が示されている。また、個人番号カードの利活用のために新たに必要となる情報システムの導入に要する経費、既存の情報システムの整備に要する経費等について特別交付税による地方財政措置が講じられている。

そこで、28年3月末時点における住民票の写しなどのコンビニエンスストアでの交付等による個人番号カードの利活用の状況について、検査対象である852市町村

に確認したところ、115市町村（13.5%）は既に個人番号カードの利活用を行っていた（行うことを決定していたものを含む。）が、737市町村（86.5%）は個人番号カードの利活用を行っておらず、このうち、157市町村は利活用を行うことについて検討していなかった。利活用を行っていない主な理由として、多くの市町村が、費用対効果が乏しいこと、住民のニーズがないことなどを挙げていた。

なお、総務省は、28年9月に、個人番号カードの普及のために、住民票の写し、戸籍謄本等の各種証明書をコンビニエンスストアで交付するサービス等の導入に向けた早期かつ積極的な検討をするよう全国の市町村に依頼している。

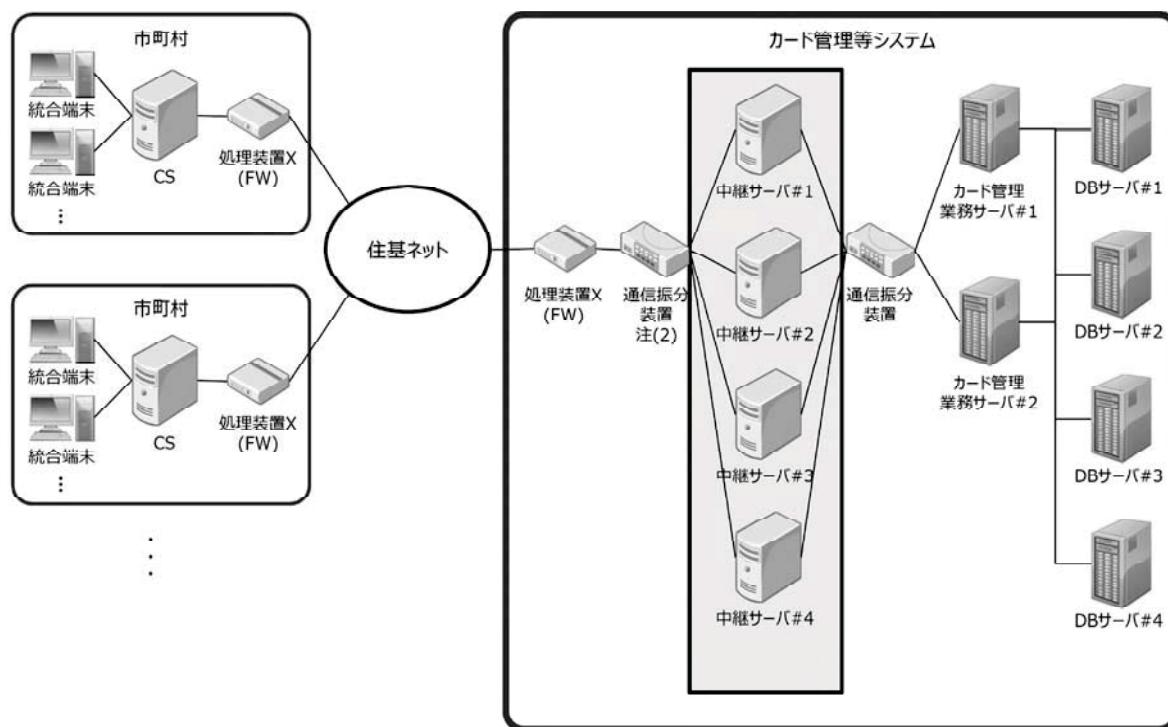
#### オ J-LISにおけるカード管理等システムの障害等

##### （ア）カード管理等システムの概要等

###### a カード管理等システムの概要

カード管理等システムは、図表2-8のとおり、カード管理業務サーバ、中継サーバ等で構成されている。このうち中継サーバは、市町村CSとカード管理業務サーバの間のデータ授受のための暗号化等の機能を有するものであり、業務アプリケーション（市町村CSとカード管理等システムの間の通信を中継するための中継サーバ用ソフトウェア）、耐タンパー装置（住基ネットの安全な通信を行うための暗号処理を行うハードウェア（付随するソフトウェアを含む。）等で構成されている。

図表2-8 カード管理等システムの構成等



注(1) J－LISが公表している資料を基に作成した。

注(2) 通信振分装置 各サーバの処理量が均等となるよう、市町村CSからの通信を振り分けるための装置

### b カード管理等システムに係る契約の概要

#### (a) 総務省が締結した付番等業務委託契約の概要

総務省は、25年9月に、随意契約により、J－LISと契約期間を28年3月までとする付番等業務委託契約を契約金額100億4690万余円（変更後の契約金額103億6533万余円）で締結している。そして、付番等業務委託契約において、J－LISは、個人番号の生成、公的個人認証サービス、個人番号カード等に係る情報システムの開発等の業務を行うこととなっている。

#### (b) J－LISが締結したシステム設計・開発等契約の概要

J－LISは、上記の業務を行うために、複数の委託契約等を締結しており、その契約金額の総額は77億5316万余円となっている。このうち、個人番号カードに関する主な契約として、26年1月に、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、日本電気株式会社、株式会社日立製作所及び富士通株式会社の5社と、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を代表責任者として、契約期間を27年12月

までとする「番号制度に係るシステム設計・開発等業務」に係る契約を一般競争契約により契約金額68億9580万円（変更後の契約金額69億3468万円）で締結している（以下、この契約を「システム設計・開発等契約」という。）。

システム設計・開発等契約は、①個人番号の生成・通知に係る業務、②住民基本台帳ネットワークシステム既存業務の一部変更に係る業務、③情報提供NWSとの連携に係る業務、④電子証明書に係る業務及び⑤個人番号カードに係る業務の五つの業務を対象とする情報システムの設計、開発等を行うものであり、各業務の内容は、図表2-9のとおりとなっている。

図表2-9 システム設計・開発等契約における業務の内容

業務名	業務内容
①個人番号の生成・通知に係る業務	住基ネット全国サーバで管理する住民票コードに対応した個人番号の生成、個人番号の市町村への通知等を行う。
②住民基本台帳ネットワークシステム既存業務の一部変更に係る業務	本人確認情報への個人番号の追加等に伴いシステムの一部変更を行う。
③情報提供NWSとの連携に係る業務	情報照会・提供機関の機関別符号又はマイナポータルの開示システム用符号の生成のために、住民票コードを情報提供NWSに通知する。
④電子証明書に係る業務	注(1) 署名用電子証明書及びマイナポータルへのログイン等に利用される利用者証明用電子証明書に関する発行、失効、失効情報等の提供等を行う。 注(2)
⑤個人番号カードに係る業務	I Cカードである個人番号カードの発行、交付及びその後のカード情報の管理を行う。

注(1) 署名用電子証明書 インターネット等で電子文書を作成し、送信する際（e-Tax等の電子申請等）に利用する署名用途の電子証明書。「作成し、送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができる。

注(2) 利用者証明用電子証明書 インターネットサイトやコンビニエンスストア等の端末等にログインする際（マイナポータルへのログイン、コンビニエンスストアでの公的な証明書の交付等）に利用する利用者証明用途の電子証明書。「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができる。

上記業務のうち、⑤個人番号カードに係る業務については、更に個人番号カード発行管理業務等の三つの業務に区分されており、その業務内容及び業務を実現するために必要な機能を有する情報システムは図表2-10のとおりとなっていて、システム設計・開発等契約においてこれらの情報システムの開発等を行うこととなっている。

図表2-10 システム設計・開発等契約の⑤個人番号カードに係る業務の内容

業務名	業務内容	情報システム名
⑤-1 個人番号カード 発行管理業務	市町村が、利用者からの申請に基づき発行された個人番号カードに関する情報について管理を行う業務	市町村CS
⑤-2 個人番号カード 発行委託業務	J-LISが、個人番号カードの発行に必要となるカード発行情報を作成して、各システムに連携する業務	個人番号カード発行委託システム、 <sup>(注)</sup> 個人番号カード発行システム、個人番号カード管理システム、住基ネット全国サーバ、公的個人認証サービスシステム
⑤-3 個人番号カード 管理業務	J-LISが、個人番号カードの運用状況、電子証明書の状態、宛名印刷情報等を保持し、各システムが要求するこれらの情報を連携する業務	個人番号カード管理システム、住基ネット全国サーバ、公的個人認証サービスシステム

(注) 個人番号カード発行システム　　個人番号カードの発行に必要な情報を受領し、個人番号カードの発行を行うシステム

### c カード管理等システムに係る契約の履行状況

J-LISは、システム設計・開発等契約における成果物を前記の5社から受領し、これを検査した上で適正なものであるとして、26年5月から28年5月までの間に3回に分けて計69億3468万円を支払っていた。また、システム設計・開発等契約において開発するなどした情報システムについては、契約に基づきJ-LISが所有し、その後管理している。これらの情報システムのうち、カード管理等システムについては28年1月（一部の機能については27年10月）から稼働を開始しており、カード管理等システムの保守・運用に要する経費については、市町村が交付金としてJ-LISに支払っており、この交付金を補助対象として、総務省から市町村に事業費補助金が交付されている。なお、カード管理等システムの開発等に係る経費は、システム設計・開発等契約の契約金額に含まれている。

一方、付番等業務委託契約については、総務省が、J-LISからの成果物として委託業務成果報告書を受領し、これを検査した上で適正なものであるとして、26年4月から28年4月までの間に3回に分けて計94億3801万余円を支払っていた。なお、付番等業務委託契約により開発等した情報システムは、J-LI

Sが所有して管理することとなっている。

#### (イ) カード管理等システムで発生した障害の概要

28年1月から3月までの間に、複数回にわたりカード管理等システムの中継サーバに障害が発生し、市町村はカード管理等システムに接続できない状態となった。

J－LISは、28年4月27日及び6月22日に障害の状況を公表している。J－LISによれば、①中継サーバのCPU内の割り込み通知において処理順序の不整合が発生したこと、②中継サーバの業務アプリケーションにおいてメモリ領域の解放時に異常が発生したことにより、市町村が個人番号カードの交付事務を行う際に用いる統合端末からカード管理等システムに接続できない状態になったとしている。そして、J－LISは、これらの事象について対応策を講じたとしている（カード管理等システムに生じた障害の概要等については別図表8参照）。

J－LISは、上記の発生原因を、中継サーバを担当した業者による設計不備、適合性評価の不足等としており、システム設計・開発等契約の相手方5社の負担により、中継サーバを2台から4台に増設するなどした上で、障害の再現テストを繰り返すなどしてカード管理等システムの改修を進めて、28年4月に根本的な発生原因を取り除くなどの対応策を実施したとしている。また、発生原因の特定に長時間を要した要因として、事象の発生箇所である中継サーバの調査に関し、調査全体を取りまとめる立場の代表責任者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と中継サーバを担当した業者との間での連携が不足していたため、中継サーバを担当した業者において原因究明への主導的な対応が行われず、総合的な調査が行われるまでに時間を要したなどとしている。

なお、J－LISは、28年6月に、再発防止策として、①情報システム全体の総合的な企画に関すること、情報システムの部門横断的な連携に関するなどを所掌するシステム統括室を設置するなどのJ－LISにおけるプロジェクトマネジメント能力の強化、②カード管理等システム等のマイナンバー制度に関連する情報システムの総点検、③市町村における個人番号カードの交付の際に、関係する情報システムが円滑に稼働しないなどの原因を究明し、対策を講ずるための市町村システム支援担当チーム（仮称）の設置及び④個人番号に関連する情報システムの安定稼働とトラブル発生時の迅速な対応に向けた設計・開発業者側のインシデント対応体制の強化を行うことを公表して、同年10月にその対応状況を公表

していた。

(注12) インシデント システム稼働において発生する不測の事態

(ウ) その他の個人番号カードの交付の遅れの状況

(イ)の障害とは別に、市町村からカード管理等システムに過度に通信が集中したため、カード管理等システムにおいて市町村から送付されるデータの処理が大幅に遅延し、市町村からカード管理等システムにつながりにくい状態が28年2月22日に発生した。J－LISによれば、これはカード管理等システムのカード管理業務サーバの処理遅延が原因であるとされており、対策として、システム設計・開発等契約の相手方5社の負担により必要な改修等を行っていた。

また、同月から3月までにかけて、市町村が暗証番号の設定等の個人番号カードの交付事務を行う際に、統合端末から市町村CSに通信が過度に集中したため、回線がつながりにくくなつて処理が中断する状態が発生していた。J－LISは、この対策として、中断した場合に再度のアクセスを可能とするためのソフトウェアを開発するなどして市町村の支援を行つたとしている。

さらに、2月下旬以降、市町村における交付処理及び交付前設定が増加し、また、3月中旬以降、住民の異動等に伴う事務が過度に重なつたため、カード管理等システムに対する通信が平日の9時30分頃から12時頃まで及び14時台に集中し、カード管理等システムにつながりにくい状態が発生していた。この状態に対して、総務省は、当該時間帯には交付処理を優先し交付前設定等の処理を控えるよう事務連絡を発するなどして、カード管理業務の円滑化に向けた対応策を講じたとしている。

上記の状態について、J－LISは、前記のカード管理等システム等の総点検結果においても、年1,000万枚の個人番号カードの発行及び交付という開発着手時の要件が、追加要件により3か月で1,000万枚となつたため、発行については問題なく対応できたものの、交付については交付時間帯の平準化による対応が必要であり、その情報が市町村に連携されないまま推移した結果、住民の異動が大幅に増えた3月以降、能力不足の状態が発生し、交付前設定の時間帯抑制等を行つたとしている。また、カード管理等システム等として一定の処理制限数を設けており、上限を超える要求が市町村CSから送られた場合は、「接続超過」を返信することにより、カード管理等システム等を安定稼働させる仕組みにしていたが、一旦

接続超過が発生すると市町村CS側が正常に処理している通信を全て切断して通信を1分間閉塞するという既存の住基ネットの仕様についての考慮が十分でなく、システム全体としての性能や仕様上の制約に対する検討が十分でなかったなどとしている。そして、J-LISは、この総点検結果等を踏まえて、個人番号カードの安定的な交付を可能とする情報システム等の改修等を行うとしている。

通知カード及び個人番号カードの交付事業のうち、通知カードについては、市町村が受取人に確実に交付できるよう、総務省において、受取人に交付等ができないまま保管されていたり、廃棄されていたりした事態を踏まえて、今後も返戻された通知カードに関する調査等に関して、市町村に対して必要な助言を行うことが重要である。また、個人番号カードについては、市町村が、交付事務に係る人員体制等の不備、J-LISの情報システムの障害等により滞留することができないように交付を行い、個人番号カードの利活用について速やかに検討し利活用を行うことができるよう、総務省において、28年3月末時点で滞留が生じていた原因や個人番号カードの利活用の検討をこれから行う市町村が多いことを踏まえて、今後も個人番号カードの交付や利活用に関して、市町村に対して必要な助言を行うことが重要である。

#### 4 所見

##### (1) 検査の状況の概要

地方公共団体は、総務省及び厚生労働省から整備費補助金の交付を受けて、26年度からマイナンバー制度の導入に必要な補助対象システムの整備を開始しており、整備費補助金の交付額の総額は、国が行うマイナンバー制度に係る情報システムの整備に要する経費の総額と比較しても多額となることが見込まれている。また、地方公共団体は、国が示すスケジュールに沿って、住民基本台帳システムについては国等の多くの情報システムに先行して27年10月から、その他の補助対象システムについては28年1月から利用を開始しており、今後は、29年7月からの情報連携に向けて、総合運用テスト等が続くことになる。さらに、市町村は、総務省から事業費補助金及び事務費補助金の交付を受けて、27年10月から個人番号の付番及び通知カードによる個人番号の通知を行い、28年1月から個人番号の利用及び個人番号カードの交付を開始していた。しかし、交付に係る人員体制等の確保が十分でなかつたり、J-LISの情報システムに障害が発生したりしたこと、さらに、個人番号カードの交付の本格化と3月から始まる住民の異動に係る繁忙期が重なったことなどの複合的な要因により、個人番号カ

ードの交付に遅れが生じていた。

そこで、会計検査院は、地方公共団体が行うマイナンバー制度の導入に係る補助事業の実施状況等について、合規性、経済性、有効性等の観点から、906地方公共団体において、地方公共団体における補助対象システムの整備は国が示すスケジュールどおりに進捗しているか、補助対象システムの整備に当たり仕様書の記載内容や微取した見積書は適正なものとなっているか、また、852市町村において、事業費補助金及び事務費補助金により行われる通知カード及び個人番号カードの交付事業は遅滞なく適切に実施されているか、個人番号カードの利活用の検討が行われているか、さらに、J－L－I－Sの情報システムにおいて発生した障害はどのような状況であり、これに対して適切な措置が講じられているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況が見受けられた。

#### ア 地方公共団体における補助対象システムの整備等の状況

(ア) 補助対象システムの整備の進捗状況についてみたところ、27年12月末までに整備が終了していなかった補助対象システムが総務省分で530システム、厚生労働省分で1,489システムあったが、整備の進捗の遅れは、28年6月末までには相当程度解消されていた。また、28年6月末までに地方公共団体内での連携テストが終了していなかった補助対象システムが総務省分で136システム、厚生労働省分で385システムあった（19～22ページ参照）。

(イ) 補助対象システムの整備に係る契約手続等の状況についてみたところ、仕様書において26年度と27年度で全く同じ作業内容になっていた補助対象システムが総務省分で170システム、厚生労働省分で326システムあった。さらに、仕様書においてテスト計画書が成果物として記載されていなかった補助対象システムが総務省分で1,971システム、厚生労働省分で5,315システム、テスト結果報告書が成果物として記載されていなかった補助対象システムが総務省分で1,548システム、厚生労働省分で4,023システム、成果物が仕様書に全く記載されていなかった補助対象システムが総務省分で1,173システム、厚生労働省分で3,201システムあった。また、予定価格の算定時に作業項目ごとに作業工数の記載がなく、かつ、作業項目ごとに人件費単価の記載がない見積書により予定価格を算定していた補助対象システムが総務省分で745システム、厚生労働省分で3,029システムあった（22～33ページ参照）。

#### イ 通知カード及び個人番号カードの交付事業等の状況

28年3月末時点において、住民票記載事項の確認や調査を実施していないため、受取人に交付等ができないまま市町村に保管されている通知カードが209市町村で350,513通、保管期間が一定期間（3か月程度）経過したことにより廃棄されていた通知カードが96市町村で8,656通あった。個人番号カードについては、同月末時点での申請枚数6,002,486枚、J－LISから市町村に送付した枚数5,384,085枚に対して、交付枚数は1,225,423枚となっていて、低調な状況となっていた。また、同月末時点で、806市町村において、あらかじめ個人番号カードの交付計画を策定していなかった。なお、総務省による進捗状況のフォローアップ調査結果によれば、28年11月末までに全市町村において交付通知書の送付の滞留が解消したとされている。さらに、同年3月末時点で、737市町村において、個人番号カードの利活用が行われておらず、このうち、157市町村は利活用を行うことについて検討していなかった。また、J－LISのカード管理等システムに障害が発生していたり、市町村からカード管理等システムにつながりにくい状態が発生していたりしていた（36～52ページ参照）。

#### (2) 所見

マイナンバー制度については、29年7月からの情報連携の開始を目指して総合運用テスト等の作業が続くことになり、情報連携後には、制度の改正に伴い更なるシステム整備が行われることも想定されるところである。

また、市町村においては、今後も、通知カード・個人番号カード関連事務をJ－LISに行わせるなどして、通知カードや個人番号カードの交付等を行っていくこととなる。そして、マイナンバー制度の普及のために個人番号カードの利活用の推進等の取組が進められているところである。

については、内閣官房、総務省及び厚生労働省において、地方公共団体におけるマイナンバー制度に係る補助事業の実施等について、今後、次の点に留意して取り組んでいく必要がある。

#### ア 地方公共団体における補助対象システムの整備等

(ア) 補助対象システムの整備の進捗状況に関しては、地方公共団体においてスケジュールに余裕がなくなることのないよう、内閣官房、総務省及び厚生労働省において、地方公共団体におけるシステムの整備の進捗状況を把握しながら、テストの実施に必要な情報を地方公共団体に適時適切に提供して、総合運用テスト等が

予定どおり実施されるよう、なお一層の支援を行っていくこと

(イ) 補助対象システムの整備に係る契約手続等に関しては、総合運用テスト等に際して、地方公共団体が、適正な内容を具備した仕様書の作成を行うことができるよう、総務省及び厚生労働省において、地方公共団体に対して、適正な内容を具備した仕様書作成の重要性とともに、仕様書を作成する上での確認事項を明示するなど、必要な技術的助言をなお一層行っていくとともに、内閣官房及び総務省において、地方公共団体が総合運用テスト等を計画的かつ確実に進められるよう、仕様書を作成する上で必要となる総合運用テスト等で実施すべき内容やテストスケジュール等についての情報提供をなお一層行っていくこと。また、地方公共団体が適正な見積書の徴取やその内容の精査を行うことができるよう、総務省及び厚生労働省において、業者から適正な見積書を徴することや、徴した見積書の内容を精査して妥当性の確認を行うことなどの必要性やその具体的な方法を地方公共団体に示すとともに、内閣官房において、見積書の内容を精査するなどのノウハウのない地方公共団体の求めに応じて協力していくことについて、なお一層の取組を行うこと

イ 通知カード及び個人番号カードの交付事業等

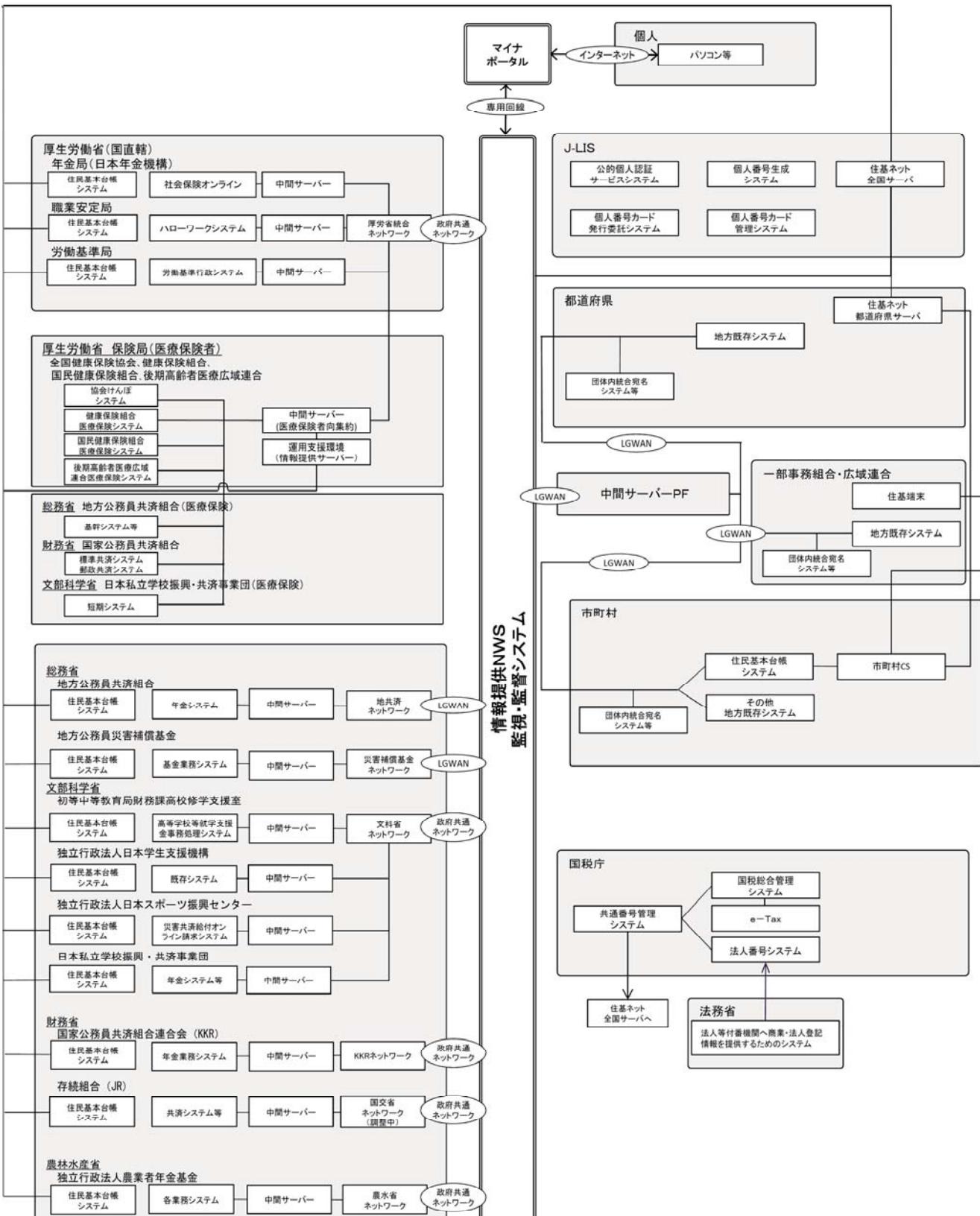
通知カードについては、市町村が受取人に確実に交付できるよう、総務省において、今後も返戻された通知カードに関する調査等に関して、市町村に対して必要な助言を行うこと。また、個人番号カードについては、市町村が、交付事務に係る人員体制等の不備、J－LISの情報システムの障害等により滞留する事がないように交付を行い、個人番号カードの利活用について速やかに検討し利活用を行うことができるよう、総務省において、今後も個人番号カードの交付や利活用に関して、市町村に対して必要な助言を行うこと

会計検査院としては、マイナンバー制度が社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であることを踏まえつつ、今後行われることとなる情報連携を含めたマイナンバー制度の実施状況等について、引き続き多角的な観点から検査していくこととする。

## 別 図 表 目 次

別図表1	マイナンバー制度に関連した情報システムの概要図	57
別図表2	検査の対象とした地方公共団体	58
別図表3	総務省の整備費補助金の想定事業費と実整備費とのかい離状況	64
別図表4	厚生労働省の整備費補助金の基準額（内示額）と実整備費とのかい離状況	64
別図表5	整備費補助金の交付申請に当たり、業者から徴した見積書の内容（作業項目に関する内容）	65
別図表6	整備費補助金の交付申請に当たり、業者から徴した見積書の内容（機器構成に関する内容）	65
別図表7	整備費補助金の交付申請に当たり、業者から徴した見積書の妥当性の確認	65
別図表8	カード管理等システムに生じた障害の概要等	66

別図表1 マイナンバー制度に関連した情報システムの概要図



注(1) 内閣官房等の資料を基に作成した。

注(2) 本図表において情報提供NWSと国等既存システムとの間に設置されることとしている中間サーバーは国の行政機関等が運用等を行う中間サーバーを指す。

別図表2 検査の対象とした地方公共団体

番号	都道府県名	地方公共団体名	会計実地検査実施状況
1	北海道		○
2	札幌市		○
3	函館市		○
4	小樽市		○
5	旭川市		○
6	室蘭市		○
7	釧路市		○
8	帯広市		○
9	北見市		
10	夕張市		
11	岩見沢市		○
12	網走市		
13	留萌市		
14	苫小牧市		○
15	稚内市		
16	美唄市		
17	芦別市		
18	江別市		○
19	赤平市		
20	紋別市		
21	士別市		
22	名寄市		
23	三笠市		
24	根室市		
25	千歳市		○
26	滝川市		
27	砂川市		
28	歌志内市		
29	深川市		
30	富良野市		
31	登別市		○
32	恵庭市		○
33	伊達市		
34	北広島市		
35	石狩市		○
36	北斗市		
37	当別町		○
38	新篠津村		
39	松前町		
40	福島町		
41	知内町		
42	木古内町		
43	七飯町		○
44	鹿部町		
45	森町		
46	八雲町		
47	長万部町		○
48	江差町		
49	上ノ国町		
50	厚沢部町		
51	乙部町		
52	奥尻町		
53	今金町		
54	せたな町		
55	島牧村		
56	寿都町		
57	黒松内町		
58	蘭越町		
59	二セコ町		
60	真狩村		
61	留寿都村		
62	喜茂別町		
63	京極町		
64	俱知安町		
65	共和町		
66	岩内町		
67	泊村		
68	神恵内村		
69	積丹町		
70	古平町		
71	仁木町		
72	余市町		
73	赤井川村		
74	南幌町		
75	奈井江町		
76	上砂川町		
77	由仁町		
78	長沼町		
79	栗山町		
80	月形町		

北海道

番号	都道府県名	地方公共団体名	会計実地検査実施状況
81	北海道	浦臼町	
82		新十津川町	
83		妹背牛町	
84		秩父別町	
85		雨竜町	
86		北竜町	
87		沼田町	
88		鷹栖町	
89		東神楽町	
90		当麻町	
91		比布町	
92		愛別町	
93		上川町	
94		東川町	
95		美瑛町	
96		上富良野町	○
97		中富良野町	
98		南富良野町	
99		占冠村	
100		和寒町	
101		劍淵町	
102		下川町	
103		美深町	
104		音威子府村	
105		中川町	
106		幌加内町	
107		増毛町	
108		小平町	
109		苦前町	
110		羽幌町	
111		初山別村	
112		遠別町	
113		天塩町	
114		猿払村	
115		浜頓別町	
116		中頓別町	
117		枝幸町	
118		豊富町	
119		礼文町	
120		利尻町	
121		利尻富士町	
122		幌延町	
123		美幌町	
124		津別町	
125		斜里町	
126		清里町	
127		小清水町	
128		訓子府町	
129		置戸町	
130		佐呂間町	
131		遠軽町	
132		湧別町	
133		滝上町	
134		興部町	
135		西興部村	
136		雄武町	
137		大空町	
138		豊浦町	
139		杜鶴町	
140		白老町	○
141		厚真町	
142		洞爺湖町	
143		安平町	
144		むかわ町	
145		日高町	
146		平取町	
147		新冠町	
148		浦河町	
149		様似町	
150		えりも町	
151		新ひだか町	
152		音更町	
153		土幌町	
154		上士幌町	
155		鹿追町	
156		新得町	
157		清水町	
158		芽室町	
159		中札内村	
160		更別村	

番号	都道府県名	地方公共団体名	会計実地検査実施状況
161	北海道	大樹町	
162		広尾町	
163		幕別町	
164		池田町	
165		豊頃町	
166		本別町	
167		足寄町	
168		陸別町	
169		浦幌町	
170		釧路町	
171		厚岸町	
172		浜中町	
173		標茶町	
174		弟子屈町	
175		鶴居村	
176		白糠町	
177		別海町	
178		中標津町	
179		標津町	
180		羅臼町	
181	空知中部広域連合	空知中部広域連合	
182		日高中部広域連合	
183		後志広域連合	
184		大雪地区広域連合	
185	岩手県	岩手県	○
186		盛岡市	○
187		花巻市	○
188		北上市	○
189		遠野市	○
190		一関市	○
191		二戸市	○
192		八幡平市	○
193		奥州市	○
194		滝沢市	○
195		雫石町	○
196		葛巻町	○
197		岩手町	○
198		紫波町	○
199		矢巾町	○
200		西和賀町	○
201		金ヶ崎町	○
202		平泉町	
203		住田町	○
204		軽米町	○
205		九戸村	○
206		一戸町	○
207	埼玉県	二戸地区広域行政事務組合	○
208		一関地区広域行政組合	
209		盛岡北部行政事務組合	
210		埼玉県	○
211	埼玉県	さいたま市	○
212		川越市	○
213		熊谷市	○
214		川口市	○
215		行田市	
216		秩父市	
217		所沢市	○
218		飯能市	
219		加須市	
220		本庄市	
221		東松山市	○
222		春日部市	○
223		狭山市	○
224		羽生市	○
225		鴻巣市	○
226		深谷市	○
227		上尾市	○
228		草加市	
229		越谷市	
230		蕨市	
231	東京都	戸田市	
232		入間市	
233		朝霞市	
234		志木市	
235		和光市	
236		新座市	○
237		桶川市	
238		久喜市	
239		北本市	○
240		八潮市	
241	埼玉県	富士見市	○
242		三郷市	
243		蓮田市	
244		坂戸市	○
245		幸手市	
246		鶴ヶ島市	
247		日高市	
248		吉川市	
249		ふじみ野市	○
250		白岡市	
251		伊奈町	○
252		三芳町	
253		毛呂山町	
254		越生町	
255		滑川町	
256		嵐山町	
257		小川町	○
258		川島町	
259		吉見町	
260		鳩山町	
261		ときがわ町	
262		横瀬町	
263		皆野町	
264		長瀬町	
265	東京都	小鹿野町	
266		東秩父村	
267		美里町	
268		神川町	
269		上里町	
270		寄居町	
271		宮代町	
272		杉戸町	
273		松伏町	○
274		大里広域市町村圏組合	
275		東京都	○
276		千代田区	
277		中央区	
278		港区	○
279		新宿区	○
280		文京区	○
281		台東区	○
282		墨田区	○
283		江東区	○
284		品川区	○
285		目黒区	○
286		大田区	○
287		世田谷区	○
288		渋谷区	○
289		中野区	○
290		杉並区	○
291		豊島区	
292		北区	○
293		荒川区	
294		板橋区	
295		練馬区	○
296		足立区	○
297		葛飾区	○
298		江戸川区	
299		八王子市	○
300		立川市	○
301		武蔵野市	
302		三鷹市	○
303		青梅市	
304		府中市	
305		昭島市	
306		調布市	○
307		町田市	○
308		小金井市	
309		小平市	
310		日野市	
311		東村山市	
312		国分寺市	
313		国立市	
314		福生市	○
315		狛江市	
316		東大和市	
317		清瀬市	
318		東久留米市	
319		武藏村山市	○
320		多摩市	○

番号	都道府県名	地方公共団体名	会計実地検査実施状況	番号	都道府県名	地方公共団体名	会計実地検査実施状況
321	東京都	稲城市	○	401	石川県	白山市	○
322		羽村市	○	402		能美市	○
323		あきる野市		403		野々市市	○
324		西東京市		404		川北町	
325		瑞穂町	○	405		津幡町	○
326		日の出町		406		内灘町	
327		檜原村		407		志賀町	
328		奥多摩町		408		宝達志水町	
329		大島町		409		中能登町	
330		利島村		410		穴水町	
331		新島村		411		能登町	○
332		神津島村		412	福井県	福井県	○
333		三宅村		413		福井市	○
334		御蔵島村		414		敦賀市	○
335		八丈町		415		小浜市	○
336		青ヶ島村		416		大野市	○
337		小笠原村		417		勝山市	○
338		神奈川県	○	418		鯖江市	○
339		横浜市	○	419		あわら市	○
340		川崎市	○	420		越前市	○
341		相模原市	○	421		坂井市	○
342		横須賀市	○	422		永平寺町	○
343		平塚市	○	423	福井県	池田町	
344		鎌倉市	○	424		南越前町	○
345		藤沢市	○	425		越前町	○
346		小田原市	○	426		美浜町	○
347		茅ヶ崎市	○	427		高浜町	○
348		逗子市	○	428		おおい町	○
349		三浦市	○	429		若狭町	○
350		秦野市	○	430		福井県丹南広域組合	○
351		厚木市	○	431		福井坂井地区広域市町村圏事務組合	○
352		大和市	○	432		坂井地区広域連合	○
353		伊勢原市	○	433	長野県	長野県	○
354		海老名市	○	434		長野市	○
355		座間市	○	435		松本市	○
356		南足柄市		436		上田市	○
357		綾瀬市	○	437		岡谷市	○
358		葉山町		438		飯田市	○
359		寒川町	○	439		諏訪市	
360		大磯町	○	440		須坂市	○
361		二宮町		441		小諸市	○
362		中井町		442		伊那市	
363		大井町		443		駒ヶ根市	○
364		松田町		444		中野市	
365		山北町		445		大町市	○
366		開成町	○	446		飯山市	○
367		箱根町		447		茅野市	○
368		真鶴町		448		塩尻市	○
369		湯河原町	○	449		佐久市	
370		愛川町		450		千曲市	○
371		清川村		451		東御市	○
372		神奈川県町村情報システム共同事業組合	○	452		安曇野市	
373	富山県	富山県	○	453	長野県	小海町	
374		富山市	○	454		川上村	
375		高岡市	○	455		南牧村	
376		魚津市	○	456		南相木村	
377		氷見市	○	457		北相木村	
378		滑川市	○	458		佐久穂町	
379		黒部市	○	459		軽井沢町	○
380		砺波市	○	460		御代田町	○
381		小矢部市	○	461		立科町	
382		南砺市	○	462		青木村	
383		射水市	○	463		長和町	
384		舟橋村	○	464		下諏訪町	○
385		上市町	○	465		富士見町	
386		立山町	○	466		原村	
387		入善町	○	467		辰野町	
388		朝日町	○	468		箕輪町	○
389		中新川広域行政事務組合		469		飯島町	
390		砺波地方介護保険組合		470		南箕輪村	
391		新川地域介護保険組合		471		中川村	
392	石川県	石川県	○	472		宮田村	
393		金沢市	○	473		松川町	
394		七尾市	○	474		高森町	
395		小松市	○	475		阿南町	
396		輪島市	○	476		阿智村	○
397		珠洲市		477		平谷村	
398		加賀市	○	478		根羽村	
399		羽咋市	○	479		下條村	
400		かほく市	○	480		壳木村	

番号	都道府県名	地方公共団体名	会計実地検査実施状況	番号	都道府県名	地方公共団体名	会計実地検査実施状況
481	長野県	天龍村	○	561	愛知県	名古屋市	○
482		泰阜村		562		豊橋市	
483		喬木村		563		岡崎市	○
484		豊丘村		564		一宮市	○
485		大鹿村		565		瀬戸市	○
486		上松町		566		半田市	
487		南木曽町		567		春日井市	
488		木祖村		568		豊川市	○
489		王滝村		569		津島市	○
490		大桑村		570		碧南市	
491		木曽町		571		刈谷市	
492		麻績村	○	572		豊田市	○
493		生坂村		573		安城市	○
494		山形村		574		西尾市	
495		朝日村		575		蒲郡市	○
496		筑北村		576		犬山市	○
497		池田町		577		常滑市	○
498		松川村		578		江南市	
499		白馬村		579		小牧市	
500		小谷村		580		稻沢市	○
501		坂城町	○	581		新城市	
502		小布施町	○	582		東海市	○
503		高山村		583		大府市	○
504		山ノ内町		584		知多市	○
505		木島平村	○	585		知立市	○
506		野沢温泉村		586		尾張旭市	○
507		信濃町	○	587		高浜市	
508		小川村		588		岩倉市	○
509		飯綱町		589		豊明市	
510		栄村		590		日進市	
511		北アルプス広域連合		591		田原市	○
512		木曽広域連合		592		愛西市	
513		諏訪広域連合		593		清須市	○
514	岐阜県	岐阜県	○	594	京都府	北名古屋市	
515		岐阜市	○	595		弥富市	○
516		大垣市	○	596		みよし市	
517		高山市	○	597		あま市	○
518		多治見市	○	598		長久手市	○
519		関市	○	599		東郷町	
520		中津川市	○	600		豊山町	
521		美濃市	○	601		大口町	
522		瑞浪市	○	602		扶桑町	○
523		羽島市	○	603		大治町	
524		恵那市	○	604		蟹江町	
525		美濃加茂市	○	605		飛島村	○
526		土岐市	○	606		阿久比町	
527		各務原市	○	607		東浦町	
528		可児市	○	608		南知多町	
529		山県市	○	609		美浜町	
530		瑞穂市	○	610		武豊町	
531		飛驒市	○	611		幸田町	
532		本巣市		612		設楽町	
533		郡上市	○	613		東栄町	
534		下呂市	○	614		豊根村	
535		海津市		615		知多北部広域連合	
536	岐阜県	岐南町		616	京都府	京都府	○
537		笠松町		617		京都市	○
538		養老町		618		福知山市	○
539		垂井町		619		舞鶴市	○
540		関ケ原町	○	620		綾部市	○
541		神戸町		621		宇治市	○
542		輪之内町		622		宮津市	
543		安八町		623		亀岡市	○
544		揖斐川町		624		城陽市	
545		大野町		625		向日市	
546		池田町	○	626		長岡京市	○
547		北方町	○	627		八幡市	○
548		坂祝町		628		京田辺市	○
549		富加町		629		京丹後市	○
550		川辺町		630		南丹市	○
551		七宗町	○	631		木津川市	○
552		八百津町		632		大山崎町	○
553		白川町		633		久御山町	
554		東白川村		634		井手町	
555		御嵩町	○	635		宇治田原町	○
556		白川村	○	636		笠置町	
557		安八郡広域連合		637		和束町	○
558		揖斐広域連合		638		精華町	
559		もとす広域連合	○	639		南山城村	
560	愛知県	愛知県	○	640	京丹波町		○

番号	都道府県名	地方公共団体名	会計実地検査実施状況
641	京都府	伊根町	
642		与謝野町	
643	大阪府	大阪府	○
644		大阪市	○
645		堺市	
646		岸和田市	
647		豊中市	
648		池田市	
649		吹田市	
650		泉大津市	
651		高槻市	
652		貝塚市	
653		守口市	
654		枚方市	
655		茨木市	
656		八尾市	
657		泉佐野市	
658		富田林市	
659		寝屋川市	
660		河内長野市	
661		松原市	
662		大東市	
663		和泉市	
664		箕面市	
665		柏原市	
666		羽曳野市	
667		門真市	
668		摂津市	
669		高石市	
670		藤井寺市	
671	東大阪市		
672	泉南市		
673	四條畷市		
674	交野市		
675	大阪狭山市		
676	阪南市		
677	島本町		
678	豊能町		
679	能勢町		
680	忠岡町		
681	熊取町		
682	田尻町		
683	岬町		
684	太子町		
685	河南町		
686	千早赤阪村		
687	くすのき広域連合		
688	奈良県	奈良県	○
689		奈良市	○
690		大和高田市	○
691		大和郡山市	○
692		天理市	○
693		橿原市	○
694		桜井市	○
695		五條市	
696		御所市	
697		生駒市	○
698		香芝市	○
699		葛城市	○
700		宇陀市	○
701		山添村	
702		平群町	○
703		三郷町	○
704		斑鳩町	○
705		安堵町	○
706		川西町	○
707		三宅町	
708		田原本町	○
709		曾爾村	○
710		御杖村	○
711		高取町	
712		明日香村	○
713		上牧町	○
714		王寺町	○
715		広陵町	○
716	河合町	○	
717	吉野町	○	
718	大淀町		
719	下市町		
720	黒滝村		

番号	都道府県名	地方公共団体名	会計実地検査実施状況	
721	奈良県	天川村		
722		野迫川村	○	
723		十津川村		
724		下北山村		
725		上北山村		
726		川上村		
727		東吉野村	○	
728		島根県	○	
729		松江市	○	
730		浜田市	○	
731		出雲市	○	
732		益田市	○	
733		大田市		
734		安来市	○	
735		江津市	○	
736		雲南市	○	
737		奥出雲町	○	
738		飯南町	○	
739		川本町	○	
740		美郷町	○	
741		邑南町		
742		津和野町	○	
743		吉賀町		
744		海士町		
745		西ノ島町		
746		知夫村		
747		隱岐の島町		
748		雲南広域連合	○	
749	隱岐広域連合			
750	邑智郡総合事務組合	○		
751	浜田地区広域行政組合	○		
752	広島県	広島県	○	
753		広島市	○	
754		吳市	○	
755		竹原市	○	
756		三原市	○	
757		尾道市	○	
758		福山市	○	
759		府中市	○	
760		三次市	○	
761		庄原市	○	
762		大竹市	○	
763		東広島市	○	
764		廿日市市	○	
765		安芸高田市		
766		江田島市		
767		府中町		
768		海田町	○	
769		熊野町	○	
770		坂町		
771		安芸太田町	○	
772		北広島町		
773		大崎上島町		
774		世羅町		
775		神石高原町	○	
776		徳島県	徳島県	○
777			徳島市	○
778			鳴門市	○
779			小松島市	○
780	阿南市		○	
781	吉野川市		○	
782	阿波市		○	
783	美馬市		○	
784	三好市		○	
785	勝浦町		○	
786	上勝町			
787	佐那河内村		○	
788	石井町		○	
789	神山町		○	
790	那賀町			
791	牟岐町			
792	美波町			
793	海陽町			
794	松茂町		○	
795	北島町		○	
796	藍住町		○	
797	板野町		○	
798	上板町		○	
799	つるぎ町			
800	東みよし町			

番号	都道府県名	地方公共団体名	会計実地検査実施状況
801	徳島県	みよし広域連合	
802		香川県	○
803		高松市	○
804		丸亀市	○
805		坂出市	○
806		善通寺市	○
807		観音寺市	○
808		さぬき市	○
809		東かがわ市	○
810		三豊市	○
811		土庄町	○
812		小豆島町	○
813		三木町	○
814		直島町	
815		宇多津町	○
816		綾川町	○
817		琴平町	○
818		多度津町	○
819		まんのう町	○
820		中讃広域行政事務組合	○
821	佐賀県	佐賀県	○
822		佐賀市	○
823		唐津市	○
824		鳥栖市	○
825		多久市	○
826		伊万里市	○
827		武雄市	○
828		鹿島市	○
829		小城市	○
830		嬉野市	○
831		神埼市	○
832		吉野ヶ里町	○
833		基山町	○
834		上峰町	○
835		みやき町	○
836		玄海町	○
837		有田町	○
838		大町町	○
839		江北町	○
840		白石町	○
841		太良町	○
842		杵築地区広域市町村圏組合	○
843		鳥栖地区広域市町村圏組合	
844		佐賀中部広域連合	
845	大分県	大分県	○
846		大分市	○
847		別府市	○
848		中津市	○
849		日田市	
850		佐伯市	○
851		臼杵市	○
852		津久見市	○
853		竹田市	○
854		豊後高田市	
855		杵築市	○
856		宇佐市	○
857		豊後大野市	○
858		由布市	○
859		国東市	○
860		姫島村	
861		日出町	○
862		九重町	○
863		玖珠町	○
864	沖縄県	沖縄県	○
865		那霸市	○
866		宜野湾市	○
867		石垣市	○
868		浦添市	○
869		名護市	○
870		糸満市	○
871		沖縄市	
872		豊見城市	○
873		うるま市	○
874		宮古島市	○
875		南城市	○
876		国頭村	
877		大宜味村	
878		東村	
879		今帰仁村	
880		本部町	○

番号	都道府県名	地方公共団体名	会計実地検査実施状況
881	沖縄県	恩納村	○
882		宜野座村	
883		金武町	○
884		伊江村	
885		読谷村	○
886		嘉手納町	
887		北谷町	
888		北中城村	
889		中城村	
890		西原町	○
891		与那原町	
892		南風原町	
893		渡嘉敷村	
894		座間味村	
895		粟国村	
896		渡名喜村	
897		南大東村	
898		北大東村	
899		伊平屋村	
900		伊是名村	
901		久米島町	○
902		八重瀬町	
903		多良間村	
904		竹富町	○
905		与那国町	
906		沖縄県介護保険広域連合	○
計	21	906	416

(注) 「会計実地検査実施状況」欄における○は会計実地検査を行った地方公共団体を示している。

別図表3 総務省の整備費補助金の想定事業費と実整備費とのかい離状況

整備費補助金申請年度区分	システム名	システム数 (a)	実整備費が想定事業費以上となっていた場合に、そのかい離割合が次の区分の割合となっていたシステム			実整備費が想定事業費未満となっていた場合に、そのかい離割合が次の区分の割合となっていたシステム		
			20%以上	10～20%未満	10%未満	20%以上	10～20%未満	10%未満
			システム数(b) (割合(b)/(a))	システム数(c) (割合(c)/(a))	システム数(d) (割合(d)/(a))	システム数(e) (割合(e)/(a))	システム数(f) (割合(f)/(a))	システム数(g) (割合(g)/(a))
平成26、27年度	住民基本台帳システム	830	196 (23.6%)	54 (6.5%)	173 (20.8%)	180 (21.7%)	88 (10.6%)	139 (16.8%)
26、27年度	地方税務システム	847	183 (21.6%)	41 (4.8%)	164 (19.4%)	258 (30.4%)	109 (12.9%)	92 (10.9%)
26、27年度	団体内統合宛名システム 団体内統合利用番号連携サーバー	873	198 (22.7%)	48 (5.5%)	176 (20.1%)	239 (27.4%)	26 (3.0%)	186 (21.3%)
計		2,550	577 (22.6%)	143 (5.6%)	513 (20.1%)	677 (26.6%)	223 (8.7%)	417 (16.4%)

別図表4 厚生労働省の整備費補助金の基準額（内示額）と実整備費とのかい離状況

整備費補助金申請年度区分	基準額（内示額）の区分	システム数 (a)	実整備費が基準額（内示額）以上となっていた場合に、そのかい離割合が次の区分の割合となっていたシステム			実整備費が基準額（内示額）未満となっていた場合に、そのかい離割合が次の区分の割合となっていたシステム		
			20%以上	10～20%未満	10%未満	20%以上	10～20%未満	10%未満
			システム数(b) (割合(b)/(a))	システム数(c) (割合(c)/(a))	システム数(d) (割合(d)/(a))	システム数(e) (割合(e)/(a))	システム数(f) (割合(f)/(a))	システム数(g) (割合(g)/(a))
平成26年度	①一般分	887	371 (41.8%)	87 (9.8%)	203 (22.9%)	56 (6.3%)	39 (4.4%)	131 (14.8%)
27年度		847	430 (50.8%)	51 (6.0%)	136 (16.0%)	98 (11.6%)	29 (3.4%)	103 (12.2%)
計		1,734	801 (46.2%)	138 (8.0%)	339 (19.5%)	154 (8.9%)	68 (3.9%)	234 (13.5%)
26年度	②国民年金システム及び特別児童扶養手当システム分	818	340 (41.6%)	54 (6.6%)	219 (26.8%)	69 (8.4%)	19 (2.3%)	117 (14.3%)
27年度		791	344 (43.5%)	44 (5.6%)	157 (19.8%)	106 (13.4%)	21 (2.7%)	119 (15.0%)
計		1,609	684 (42.5%)	98 (6.1%)	376 (23.4%)	175 (10.9%)	40 (2.5%)	236 (14.6%)
26年度	①及び②の計	1,705	711 (41.7%)	141 (8.3%)	422 (24.8%)	125 (7.3%)	58 (3.4%)	248 (14.5%)
27年度		1,638	774 (47.2%)	95 (5.8%)	293 (17.9%)	204 (12.5%)	50 (3.0%)	222 (13.6%)
合計		3,343	1,485 (44.4%)	236 (7.1%)	715 (21.4%)	329 (9.8%)	108 (3.2%)	470 (14.1%)

別図表5 整備費補助金の交付申請に当たり、業者から徴した見積書の内容（作業項目に関する内容）

所管省名	業者から見積書を徴していた補助対象システム数 (a)	作業項目ごとの作業工数（注）		作業項目ごとの人件費単価（注）								
		記載があるシステム数	記載がないシステム数	記載があるシステム数	記載がないシステム数	作業項目ごとに作業工数の記載があり、かつ、人件費単価の記載があるシステム		作業項目ごとに作業工数の記載がなく、かつ、人件費単価の記載がないシステム		作業項目が「一式」となっているシステム		
						システム数 (b)	左の割合 (b)/(a)	システム数 (c)	左の割合 (c)/(a)		システム数 (d)	左の割合 (d)/(a)
総務省	平成26年度	2,054	1,493	532	1,366	659	1,212	59.0%	517	25.1%	117	5.6%
	27年度	2,296	1,581	715	1,435	861	1,245	54.2%	687	29.9%	127	5.5%
	計	4,350	3,074	1,247	2,801	1,520	2,457	56.4%	1,204	27.6%	244	5.6%
厚生労働省	26年度	5,967	3,216	2,702	3,015	2,903	2,592	43.4%	2,648	44.3%	1,026	17.1%
	27年度	5,669	3,149	2,518	2,969	2,698	2,520	44.4%	2,452	43.2%	876	15.4%
	計	11,636	6,365	5,220	5,984	5,601	5,112	43.9%	5,100	43.8%	1,902	16.3%

(注) パッケージソフトウェアの購入のみの場合の見積書は、作業工数及び人件費単価の記載がないため、集計から除いている。このため各項目を合計しても業者から見積書を徴していた補助対象システム数と一致しないものがある。

別図表6 整備費補助金の交付申請に当たり、業者から徴した見積書の内容（機器構成に関する内容）

所管省名	業者から見積書を徴していた補助対象システム数 (a)	機器構成の記載				
		記載があるシステム		記載がないシステム		
		システム数 (b)	左の割合 (b)/(a)	システム数 (c)	左の割合 (c)/(a)	
総務省	平成26年度	206	98	47.6%	108	52.4%
	27年度	412	262	63.6%	150	36.4%
	計	618	360	58.3%	258	41.7%

別図表7 整備費補助金の交付申請に当たり、業者から徴した見積書の妥当性の確認

所管省名	業者から見積書を徴していた補助対象システム数 (a)	①業者に対する見積根拠資料の確認（デジタルPMOの活用等）		②府内情報システム部門と共同での見積り精査		③府内先行補助対象システム又は他の地方公共団体の類似事例との比較		①から③までの事項全てを実施していないかったシステム					
		実施していなかったシステム数	実施していなかったシステム数 (b)	実施していなかったシステム数 (c)	実施していなかったシステム数 (d)	実施していなかったシステム数 (e)	実施していなかったシステム数 (a)						
厚生労働省	平成26年度	5,967	4,878	1,089	18.2%	3,207	2,760	46.2%	3,967	2,000	33.5%	483	8.0%
	27年度	5,669	4,598	1,071	18.8%	3,071	2,598	45.8%	3,878	1,791	31.5%	448	7.9%
	計	11,636	9,476	2,160	18.5%	6,278	5,358	46.0%	7,845	3,791	32.5%	931	8.0%
総務省	26年度	2,054	1,649	405	19.7%	1,196	858	41.7%	1,334	720	35.0%	133	6.4%
	27年度	2,296	1,823	473	20.6%	1,321	975	42.4%	1,555	741	32.2%	149	6.4%
	計	4,350	3,472	878	20.1%	2,517	1,833	42.1%	2,889	1,461	33.5%	282	6.4%

別図表8 カード管理等システムに生じた障害の概要等

項目 事象	事象1	事象2
事象の概要	中継サーバのC P U内の割り込み通知において、処理順序の不整合が発生し、市町村の統合端末からカード管理等システムに接続できない状態になった。	中継サーバの業務アプリケーションにおいて、メモリ領域の解放時に異常が発生し、市町村の統合端末からカード管理等システムに接続できない状態になった。
市町村への影響	カード管理等システムに接続できる市町村数が制限され、統合端末において、一部の業務ができない状態となる。	カード交付や交付前設定等の業務を行った際に、エラーメッセージが表示され、一部の市町村において業務が実施できなくなる。
発生状況	平成28年1月13日から3月9日までに計15回発生した。	28年1月18日から3月19日までに計38回発生した。
発生原因	割り込み通知における処理順序の不整合 (耐タンパー装置からC P Uに割り込み通知を発信した後、本来、C P Uから処理の完了通知を受信するが、HW監視 <sup>注(2)</sup> ツールからも同時に割り込み通知が発生すると、処理の順序が保てなくなり、耐タンパー装置の処理が継続できなくなる。)	獲得していないメモリ領域の解放 (業務アプリケーションが通信処理の開始（業務電文を受け取ってメモリ領域を確保する）時に、O Sからタイムアウト通知を受け取った場合、確保していないメモリ領域を解放することで、異常が発生する。)
対策	暫定  • 評価環境での再現状況から、HW監視ツールが発生契機と想定し、そのサービスを停止 • 耐タンパー装置の処理が中断した場合、エラーを出力するようプログラムを実装し、中継サーバ全台に適用済み  恒久  • 耐タンパー装置からの割り込み処理に関する通信順序が保証されるよう、B I O Sの設定を変更済み <sup>(3)</sup>	• 解析結果から、メモリ領域の獲得・解放操作が不具合の原因と想定されたため、問題の発生を回避するプログラムを実装し、中継サーバ全台に適用済み  • 終了処理時に、メモリ領域獲得の有無を確認し、獲得できない場合は、メモリの解放処理を行わずに通信処理を終了させるようプログラムを改修済み

注(1) J－L I Sが公表している資料を基に作成した。

注(2) HW監視ツール 対象の機器（ハードウェア）に定期的に通信を行い、機器の状態を監視するプログラム

注(3) B I O S Basic Input/Output Systemの略。接続された機器の基本的な入出力を制御するファームウェア（ハードウェアを直接制御するためのソフトウェア）